

第4期 新温泉町障害者福祉計画

第7期 新温泉町障害福祉計画

第3期 新温泉町障害児福祉計画



令和6年3月

新温泉町



# 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| <b>第1編 障害者福祉計画</b> .....             | 1  |
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....          | 2  |
| 第1節 計画策定の背景と趣旨 .....                 | 2  |
| 第2節 計画の位置づけ .....                    | 4  |
| 1. 計画策定の法的根拠 .....                   | 4  |
| 2. 他計画との関係 .....                     | 6  |
| 第3節 計画の期間 .....                      | 6  |
| 第4節 計画の策定体制 .....                    | 6  |
| 1. 障害者福祉計画等推進委員会の開催 .....            | 6  |
| 2. 住民に対するアンケート調査の実施 .....            | 6  |
| 3. グループインタビューの実施 .....               | 7  |
| 4. 計画策定に係るパブリックコメント(住民意見募集)の実施 ..... | 7  |
| 5. 計画の対象者及び障がいの範囲 .....              | 7  |
| 6. 計画の理念 .....                       | 8  |
| <b>第2章 本町の障がい者を取り巻く現状と課題</b> .....   | 9  |
| 第1節 人口構造 .....                       | 9  |
| 第2節 障がいのある人の状況 .....                 | 10 |
| 1. 障害者手帳所持者の状況 .....                 | 10 |
| 2. 身体障がい者の状況 .....                   | 11 |
| 3. 知的障がい者の状況 .....                   | 13 |
| 4. 精神障がい者の状況 .....                   | 14 |
| 5. 難病患者(一般特定疾患医療受給者)の状況 .....        | 15 |
| 6. 障がい支援区分の認定状況 .....                | 16 |
| 第3節 アンケート調査結果の概要 .....               | 17 |
| 1. 調査の実施概要 .....                     | 17 |
| 2. 主な調査結果 .....                      | 18 |
| 3. アンケート調査結果のまとめと課題 .....            | 32 |
| 第4節 グループインタビューの概要 .....              | 34 |
| 1. グループインタビューの実施概要 .....             | 34 |
| 2. 主な結果 .....                        | 34 |
| <b>第3章 施策の展開方向</b> .....             | 36 |
| 施策目標1：自立できる環境を整える .....              | 37 |
| 施策目標2：働ける環境を整える .....                | 45 |
| 施策目標3：社会参加できる環境を整える .....            | 47 |
| 施策目標4：生活しやすい社会環境を整える .....           | 50 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| <b>第2編 障害福祉計画・障害児福祉計画</b>  | 54 |
| <b>第1章 令和8年度の成果目標</b>      | 55 |
| <b>第2章 障がい福祉サービス及び相談支援</b> | 58 |
| 1. 障がい福祉サービスの体系            | 58 |
| 2. 訪問系サービス                 | 58 |
| 3. 日中活動系サービス               | 61 |
| 4. 居住系サービス                 | 66 |
| 5. 相談支援                    | 68 |
| 6. その他の活動指標                | 69 |
| <b>第3章 地域生活支援事業</b>        | 70 |
| 1. 必須事業として実施する事業           | 70 |
| 2. 任意事業として取り組む事業           | 76 |
| <b>第4章 第3期新温泉町障害児福祉計画</b>  | 77 |
| 1. 障がい児通所支援サービス・相談支援       | 77 |
| <b>資料編</b>                 | 81 |
| 1. 新温泉町障害者福祉計画策定委員会設置要綱    | 82 |
| 2. 新温泉町障害者福祉計画策定委員会委員名簿    | 83 |
| 3. 計画策定の経過                 | 84 |

# 第1編 障害者福祉計画

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

国の障がい者施策においては、障がい者及び障がい児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。このため障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを障がい者施策の基本的な方向として定めています。

兵庫県においては、平成27年に「ひょうご障害者福祉プラン」と「兵庫県障害者福祉計画」を一体的に整備し、6年間の取り組みを示す指針として、新たな「ひょうご障害者福祉計画」を策定し、令和4年に「第2期ひょうご障害者福祉計画」を策定しています。

新温泉町では、障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい社会、誰もが参加できる社会であるというユニバーサル社会の理念のもと、障がいのある人が住み慣れたまちで、地域の人とお互いに支え合いながら安心して生活できるまちづくりを目指すため、平成19年3月に「第1期新温泉町障害者福祉計画」を、平成24年3月に「第2期新温泉町障害者福祉計画」を、平成30年3月には「第3期新温泉町障害者福祉計画」を策定し、障がい者福祉の向上に向けた取り組みを行ってきました。

国の障がい者制度改革の動きをはじめ、障害者総合支援法の基本理念並びに趣旨、これに基づき国が策定する基本指針を踏まえ、本町における共生社会の実現に向けた分野別施策の方向性を定めるとともに、障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービスの量的・質的充実を一層図るため、「新温泉町第4期障害者福祉計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（「本計画」という。）として策定するものです。

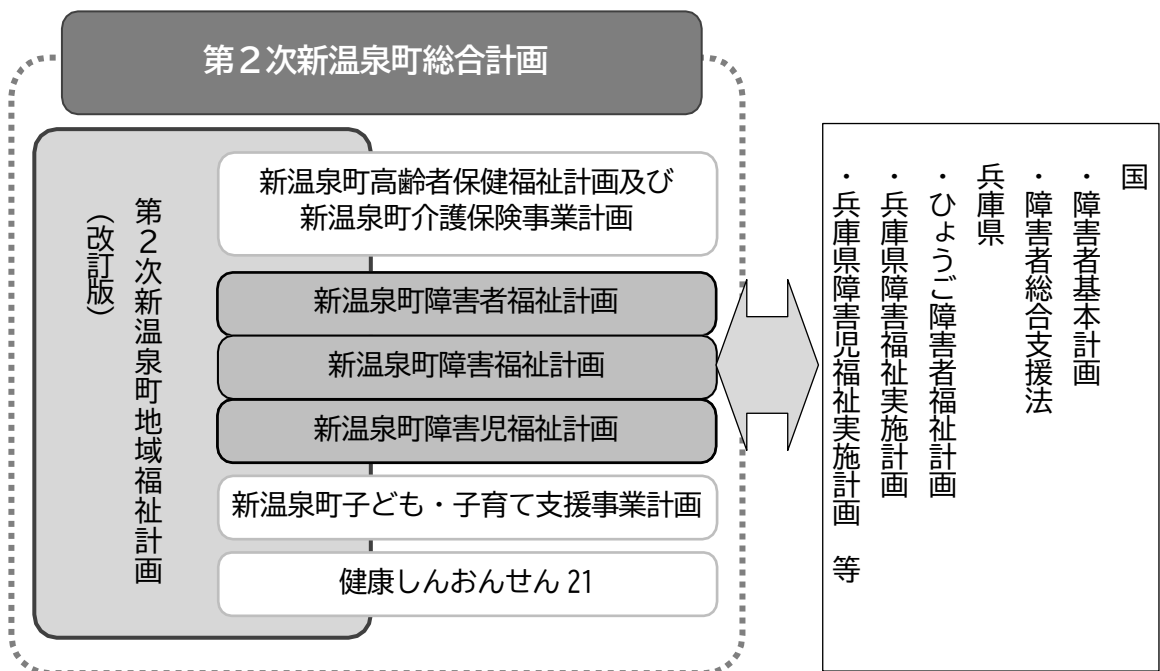
## 【国におけるこれまでの主な取り組み】

- ・平成26年1月：「障害者の権利に関する条約」を批准したことにより、障がいのある人への合理的配慮や差別・社会的バリアの解消等が求められている。
- ・平成30年4月：「第4次障害者基本計画」を策定。基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援を行う」を掲げる。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の改正により、障がい者の地域生活の維持・継続のための支援や精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児に対する地域支援の構築が求められた。また、障がい児福祉計画の策定を地方自治体に義務づけた。
- ・平成30年6月：「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を施行し、障がい者による文化芸術活動を推進。
- ・令和元年6月：「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行により、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進。
- ・令和3年9月：「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を施行し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を推進。
- ・令和4年5月：「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）を施行。
- ・令和5年3月：第5次障害基本計画策定。「すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であり、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する」と明記。
- ・令和5年4月：こども家庭庁の設立。障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域支援体制の構築を図るとともに、地域の保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に取り組むこととする。
- ・令和6年4月：「障害者差別解消法」の改正により、事業者における合理的配慮の提供を義務化。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1. 計画策定の法的根拠

障害者基本計画は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画であり、本町における障がい福祉施策の基本的な方向性を示す計画です。また、第7期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画であり、本町における障がい者の地域生活移行や一般就労移行の数値目標、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量等を定める計画です。また、「第3期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、第7期障害福祉計画と一体的に策定し、障がい児支援に関するサービスの提供体制の方向性を定めます。





○ 障害者基本法(抜粋)

(市町村障害者計画)

第11条

1~2 略

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

○ 障害者総合支援法(抜粋)

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2~4 略

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

○ 児童福祉法(抜粋)

(市町村障害児福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

## 2. 他計画との関係

「新温泉町障害者福祉計画」及び「新温泉町障害福祉計画・障害児福祉計画」は、国の「障害者基本計画」や障害者総合支援法を受けた基本指針のほか、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」や「兵庫県障害福祉実施計画」の内容を踏まえるとともに、本町のまちづくりの方向性を示した「第2次新温泉町総合計画」をはじめ、その他各種計画・施策等と相互連携を図るものです。

### 第3節 計画の期間

「第4期新温泉町障害者福祉計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間としています。また、「第7期新温泉町障害福祉計画・第3期新温泉町障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進捗状況等により、必要に応じ見直しを行うこととします。

【障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の各計画期間】

| 平成<br>30年度      | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度  | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度  | 令和<br>6年度  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度  | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-----------------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|------------|
| 第3期障害者福祉計画(前計画) |           |            |           |           |            | 第4期障害者福祉計画 |           |            |           |            |            |
| 第5期障害福祉計画       |           | 第6期障害福祉計画  |           |           | 第7期障害福祉計画  |            |           | 第8期障害福祉計画  |           |            |            |
| 第1期障害児福祉計画      |           | 第2期障害児福祉計画 |           |           | 第3期障害児福祉計画 |            |           | 第4期障害児福祉計画 |           |            |            |

### 第4節 計画の策定体制

#### 1. 障害者福祉計画等推進委員会の開催

前期計画の進捗状況の分析、本計画の基本的な方向性や各事業の取り組みのあり方等について検討するため、関係団体・機関などの代表者、公募委員などで構成される「新温泉町障害者福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容を審議しました。

#### 2. 住民に対するアンケート調査の実施

障がいに対する意識や障がいがあるかたにとって暮らしやすいまちにするための意向を把握し、障がい者施策の課題を分析するとともに、計画検討の基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。

### 3. グループインタビューの実施

障がいのあるかたへのインタビューを実施しました。

### 4. 計画策定に係るパブリックコメント(住民意見募集)の実施

新温泉町障害者福祉計画策定委員会で協議・作成した計画素案を公表し、住民から広くご意見やご提案をいただき、策定する計画に反映させるため、令和6年2月5日から令和6年2月26日まで、健康福祉課福祉係、温泉総合支所地域振興課、町ホームページなどを活用したパブリックコメント(住民意見募集)を実施しました。

### 5. 計画の対象者及び障がいの範囲

この計画は、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく計画です。計画の対象者は障がいの有無にかかわらず、すべての町民、事業所、行政、各種団体等が対象となります。

また、計画中で示す障がいのある人の範囲は、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」のほか「発達障害者支援法」により次のように定められています。

#### [障害者基本法]

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

#### [障害者総合支援法]

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち、18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であった政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

[発達障害者支援法]

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満の者をいう。

## 6. 計画の理念

本計画は、次の3つを基本理念として策定にあたります。

- ① 障がいのある人が、地域の一員としてあたりまえに暮らし、誰もがともに支えあう社会の実現
- ② 障がいのある人が、自らの能力を最大限に発揮し、個性豊かに生きることのできる社会の実現
- ③ 障がいのある人の能力が活躍できるよう、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが安心していきいきと暮らせる「地域共生社会」を実現

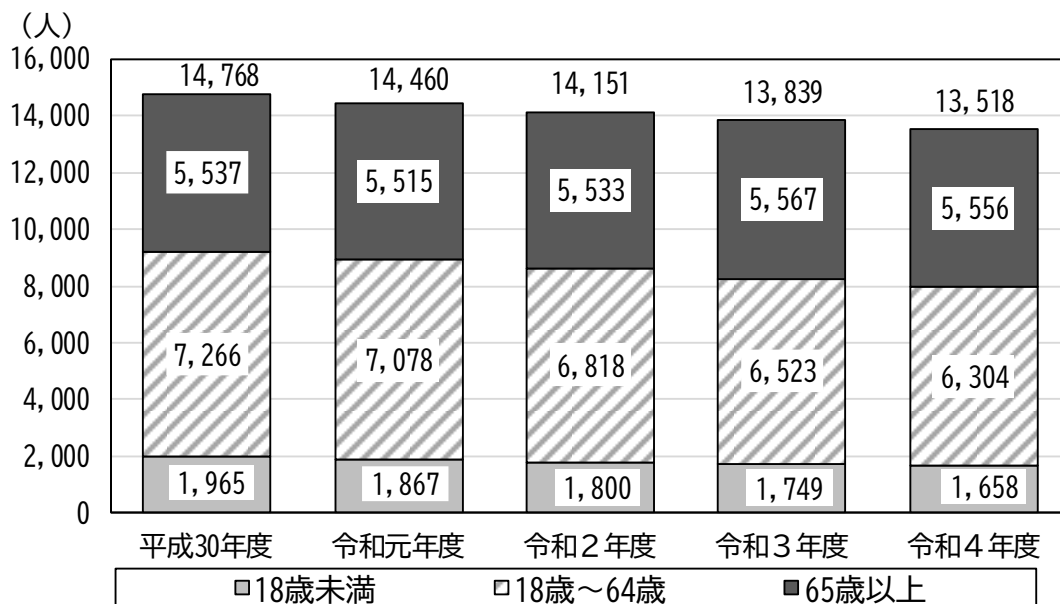
## 第2章 本町の障がい者を取り巻く現状と課題

### 第1節 人口構造

新温泉町の人口は、年々減少し、令和4年度では13,518人となっています。

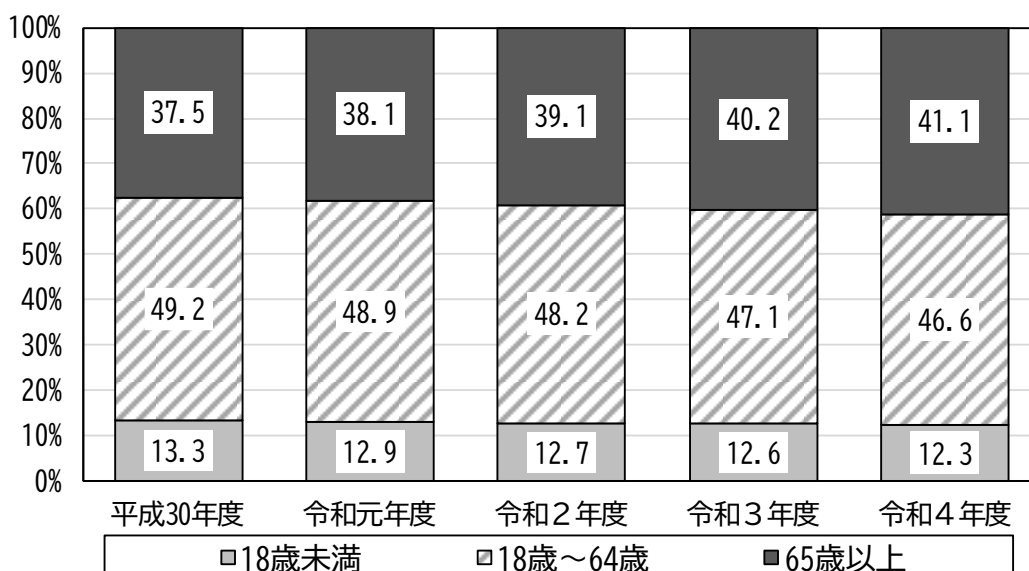
年齢3区分別にみると、65歳以上の割合は年々増加し、令和4年度では41.1%となっています。

図表 新温泉町の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度末時点）

図表 年齢3区分人口構成比



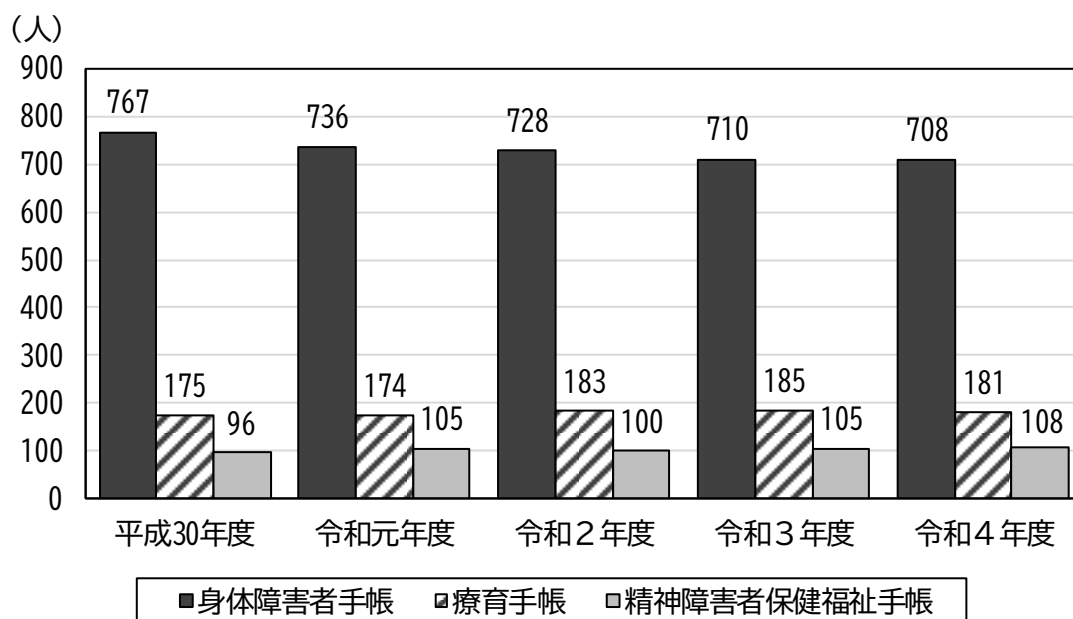
資料：住民基本台帳（各年度末時点）

## 第2節 障がいのある人の状況

### 1. 障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、療育手帳、精神障害保健福祉手帳所持者においては横ばいまたはやや増加傾向となっています。手帳の所持者の合計は令和4年度末で997人(複数手帳所持者があるため延べ人数)となっています。手帳の種類別で見ると、身体障害者手帳所持者が708人と最も多く、次いで、療育手帳所持者181人、精神障害者保健福祉手帳所持者108人となっています。

図表 障害者手帳所持者の推移

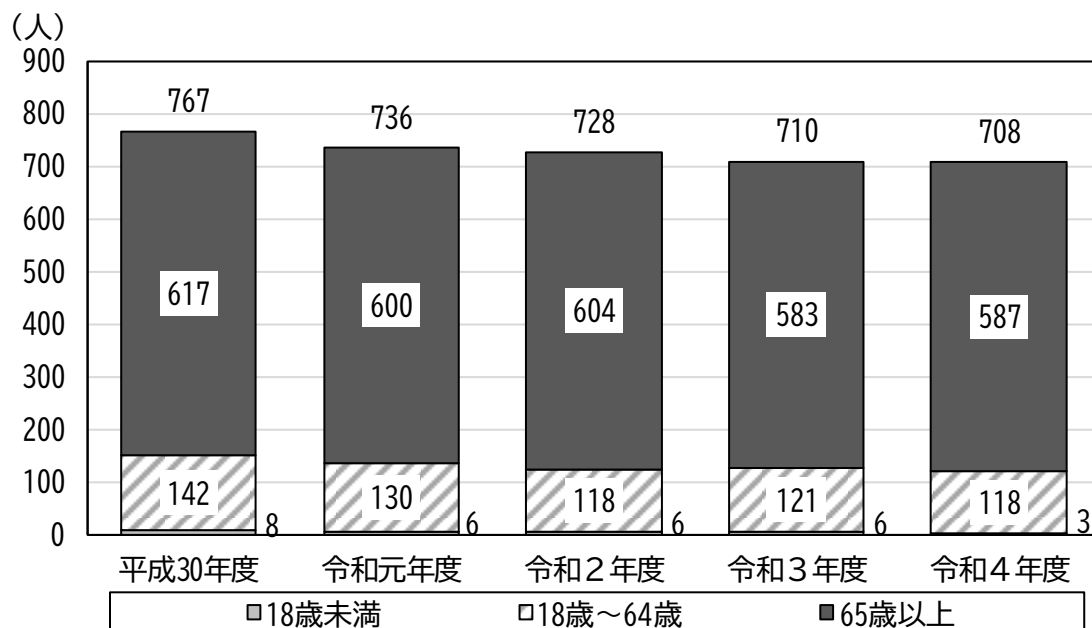


資料:健康福祉課(各年度末時点)

## 2. 身体障がい者の状況

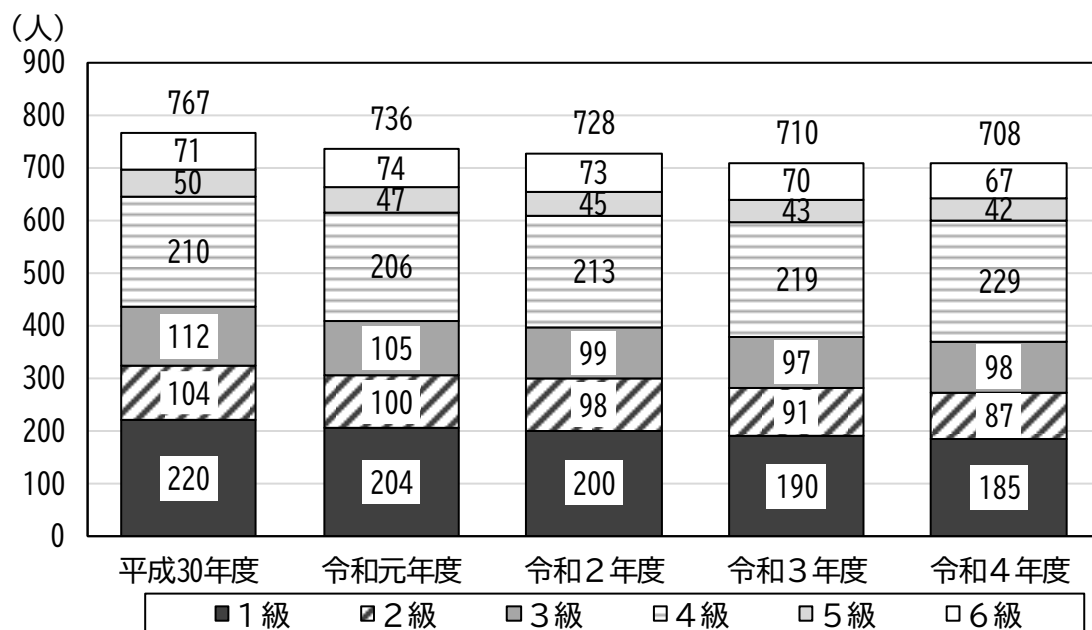
身体障がい者は、65歳以上が8割を占め、すべての年代で減少しています。障がいの等級別では、1級と4級がそれぞれ3割前後を占めており、4級は増加していますが、その他の等級は減少しています。障がいの部位別では、「肢体不自由」が約5割、「内部障がい」が約3割を占めています。「聴覚・平衡機能障がい」、「内部障がい」は僅かに増加しています。

図表 身体障害者手帳所持者（年齢別）



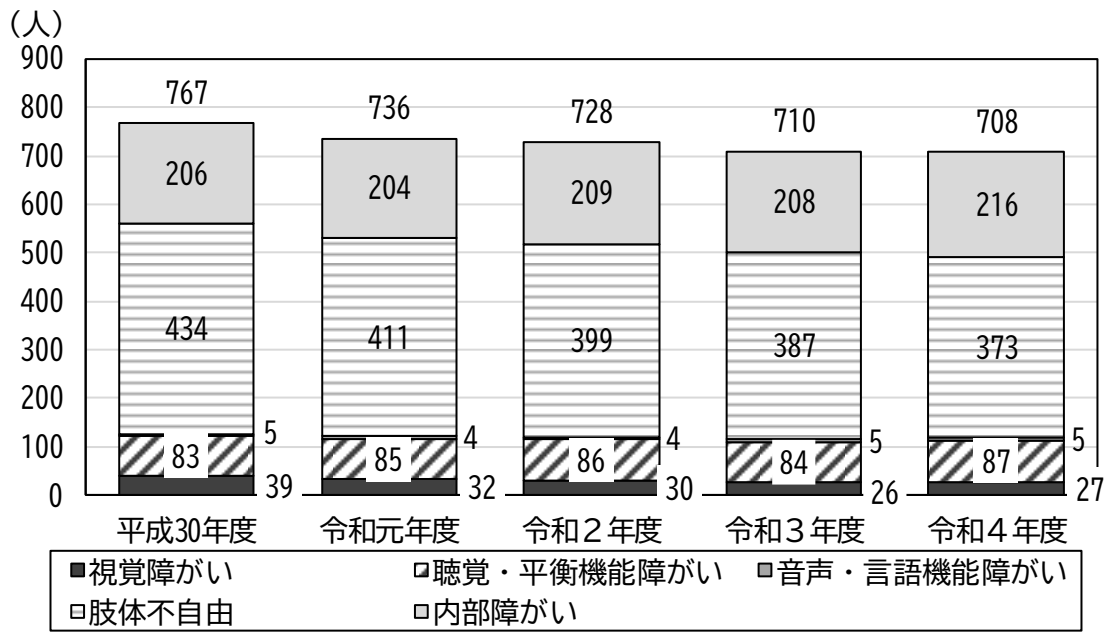
資料：健康福祉課（各年度末時点）

図表 身体障害者手帳所持者（等級別）



資料：健康福祉課（各年度末時点）

図表 身体障害者手帳所持者（部位別）



資料：健康福祉課（各年度末時点）

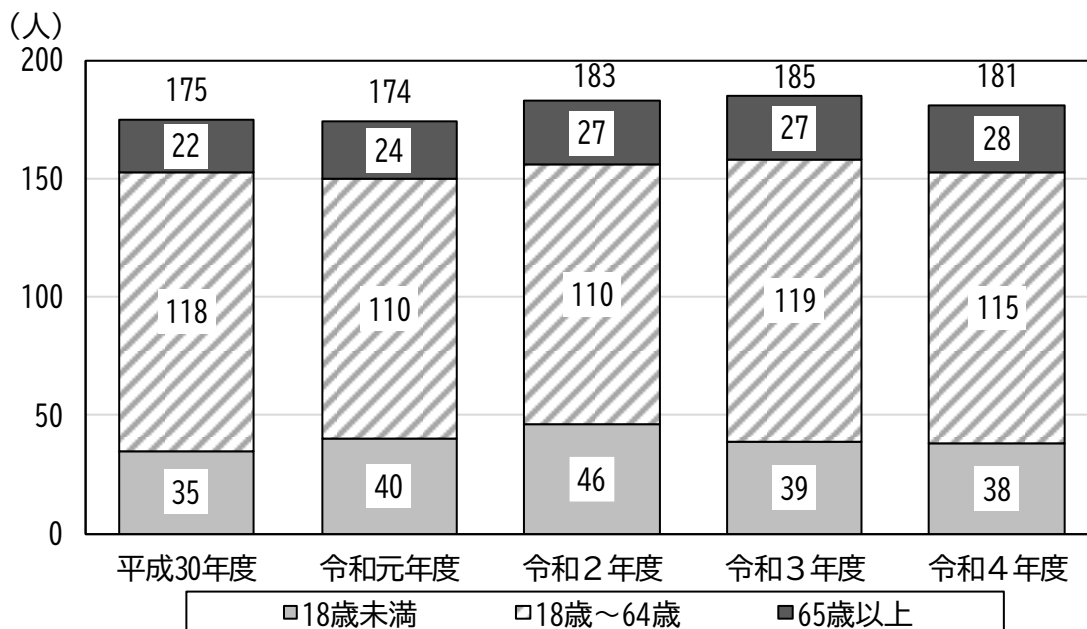


### 3. 知的障がい者の状況

知的障がい者の年齢構成は、18～64歳が6割以上を占めています。

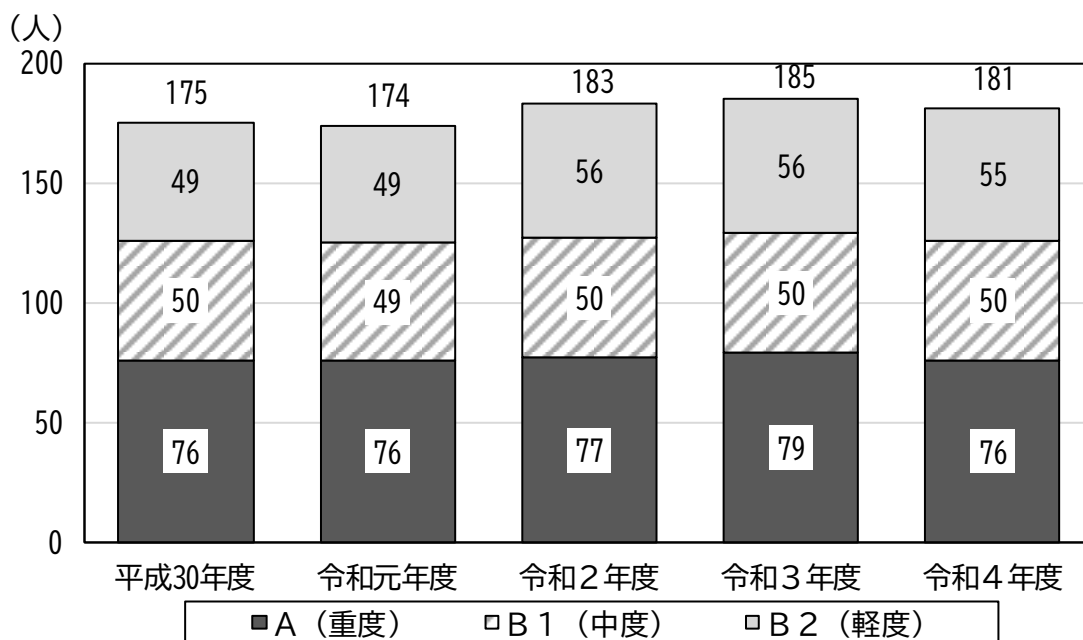
障がいの程度は、A判定（重度）が最も多くなっています。

図表 療育手帳所持者（年齢別）



資料：健康福祉課（各年度末時点）

図表 療育手帳所持者（判定別）



資料：健康福祉課（各年度末時点）

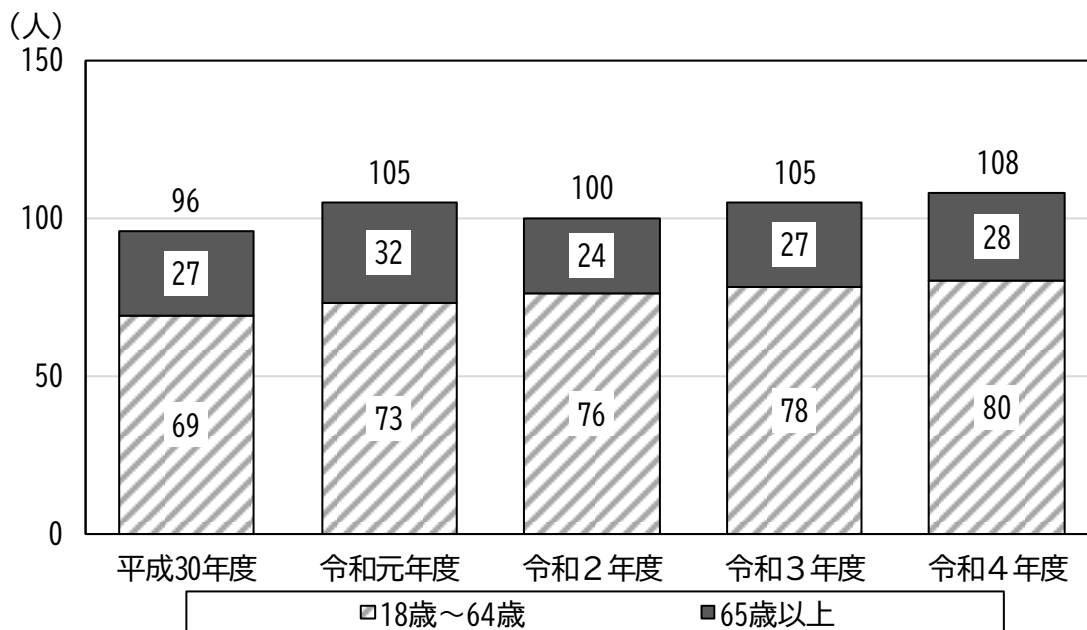
## 4. 精神障がい者の状況

### (1) 手帳保持者の状況

精神障がい者のうち、18歳から64歳が年々増加しています。

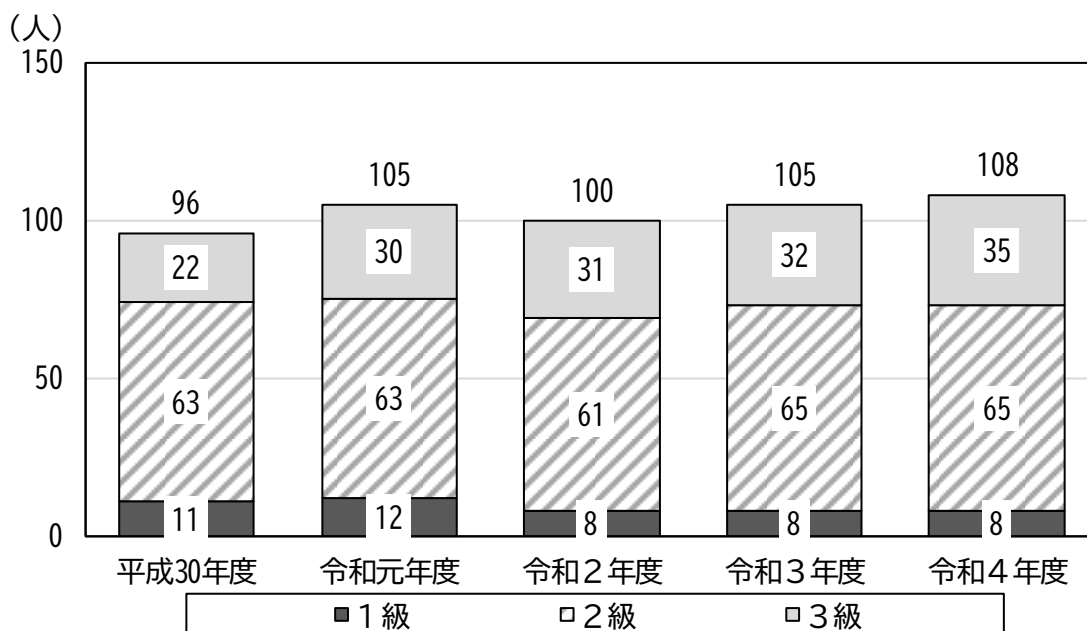
障がいの程度は、1級は減少、2級は横ばい、3級は増加とそれぞれの傾向がみられます。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢別）



資料：健康福祉課（各年度末時点）

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）

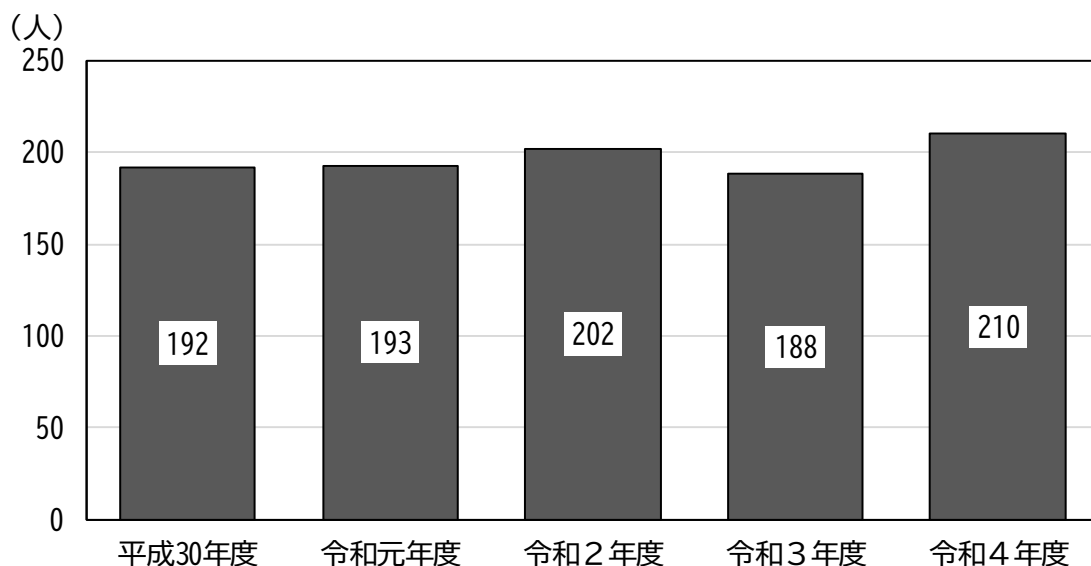


資料：健康福祉課（各年度末時点）

## (2) 精神通院医療受給者の状況

精神通院医療受給者は、令和2年度に増加したあと、令和3年度には減少しましたが、令和4年度には平成30年度以降、最も多くなっています。

図表 精神通院医療受給者

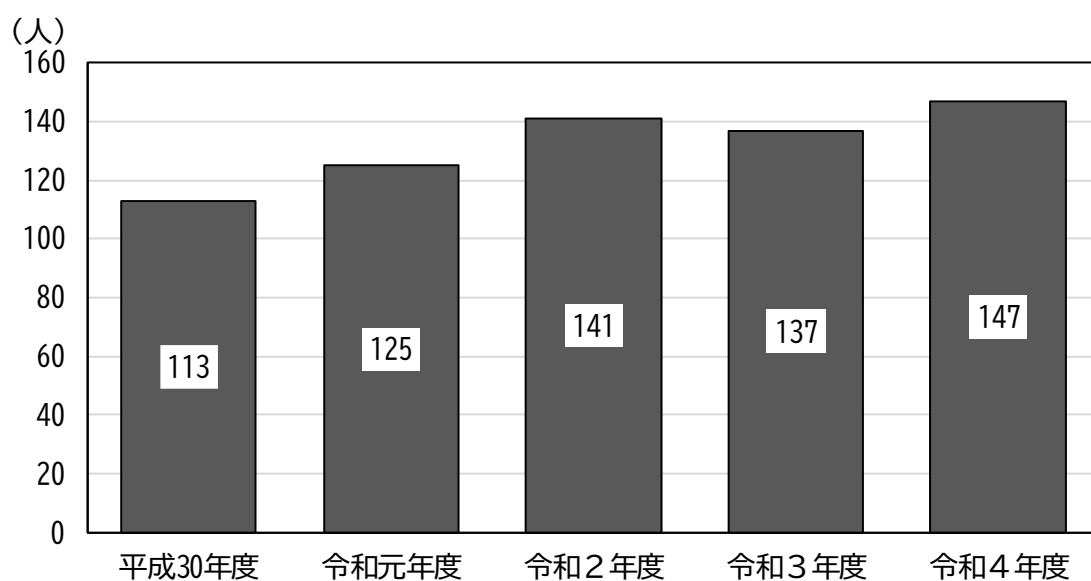


資料：健康福祉課（各年度末時点）

## 5. 難病患者（一般特定疾患医療受給者）の状況

一般特定疾患医療受給者は、令和4年度147人で平成30年度以降、最も多くなっています。

図表 難病患者（一般特定疾患医療受給者）

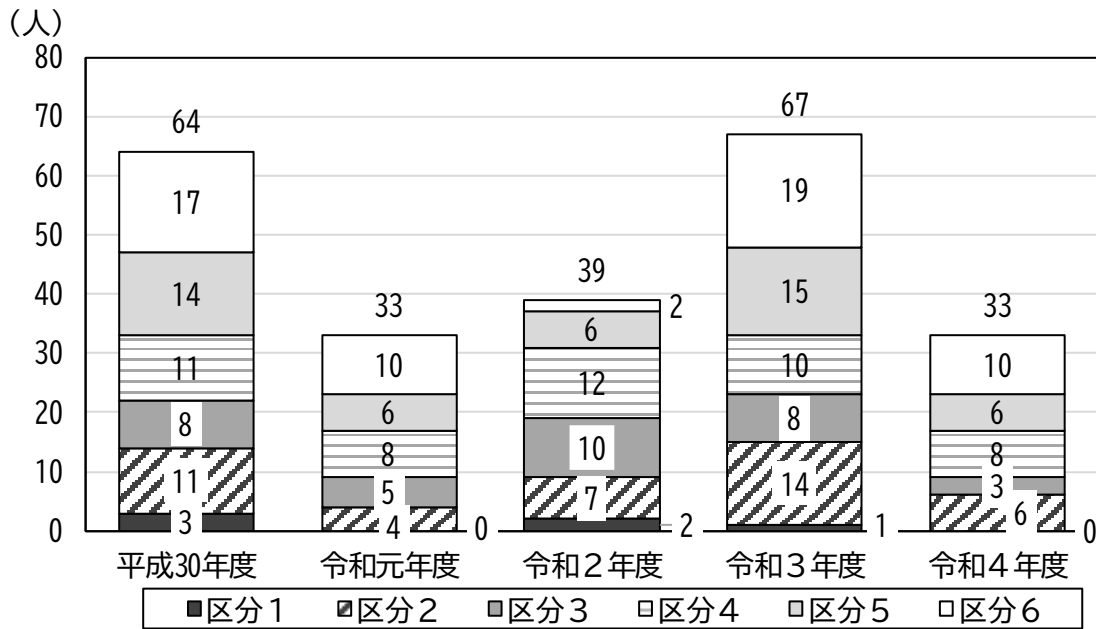


資料：健康福祉課（各年度末時点）

## 6. 障がい支援区分の認定状況

障がい支援区分の認定(区分の数字が大きいほど、より多くの支援が必要と認定)を受けた障がい者は令和4年度33人となっていますが、年度により増減がみられます。

図表 障害支援区分認定者



資料:健康福祉課(各年度末時点)

### 第3節 アンケート調査結果の概要

#### 1. 調査の実施概要

障がいに対する意識や障がいがあるかたにとって暮らしやすいまちにするための意向を把握し、障がい者施策の課題を分析するとともに、計画検討の基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

- ① 調査対象：令和5年12月1日現在、町内在住の18歳以上の住民から無作為抽出
- ② 対象者数：1,000人
- ③ 調査方法：郵送配布・郵送回収
- ④ 調査期間：令和5年12月11日（月）～令和6年1月12日（金）
- ⑤ 回収結果：

| 配布数    | 有効回答数 | 有効回答率 |
|--------|-------|-------|
| 1,000人 | 448   | 44.8% |

#### 【調査結果の表示について】

- ① 図中のNは、設問に対する回答者数のことです。
- ② 回答比率（%）は回答者数（N）を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。複数の回答を求める設問では、回答比率（%）の計は100.0%を超えます。
- ③ 複数選択の質問では、「（複数回答）」と表示しています。表示していない場合は「単数回答」です。
- ④ 障がい重複するかたがおられるため、各障がい種別ごとの人数を合計した数より合計数が多くなっています。

## 2. 主な調査結果

### (1) 回答者について

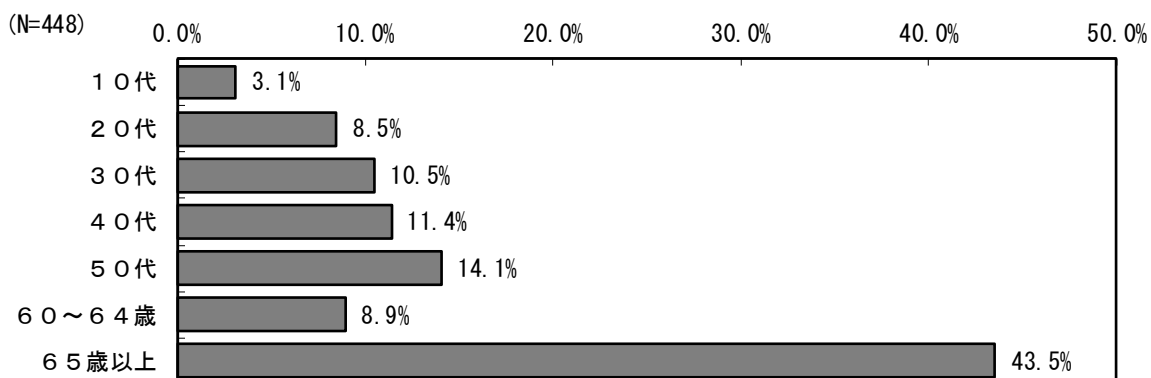
#### ①年齢

問1 あなたの年齢はおいくつですか。(1つに○)

※ 令和5年(2023年)12月1日現在でお答えください。

年齢についてみると、「65歳以上」が43.5%と最も高く、次いで「50代」が14.1%、「40代」が11.4%となっています。

【図表 年齢】

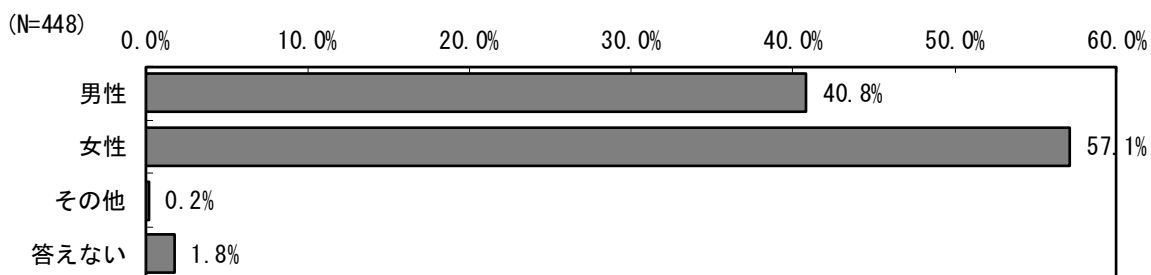


#### ②性別

問2 あなたの性別をお答えください。(1つに○)

性別についてみると、「女性」が57.1%、「男性」が40.8%となっています。

【図表 性別】

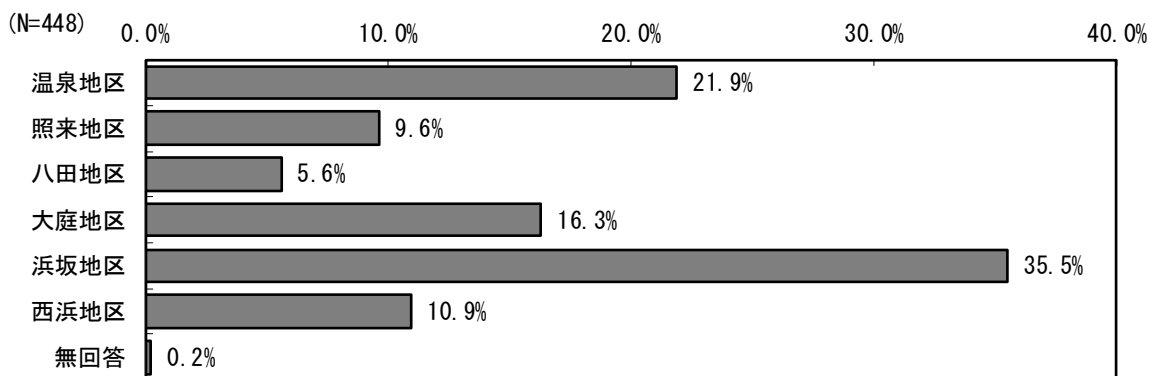


### ③居住地域

問3 あなたのお住まいの地域はどこですか。(1つに○)

居住地域についてみると、「浜坂地区」が35.5%と最も高く、次いで「温泉地区」が21.9%、「大庭地区」が16.3%となっています。

【図表 居住地域】

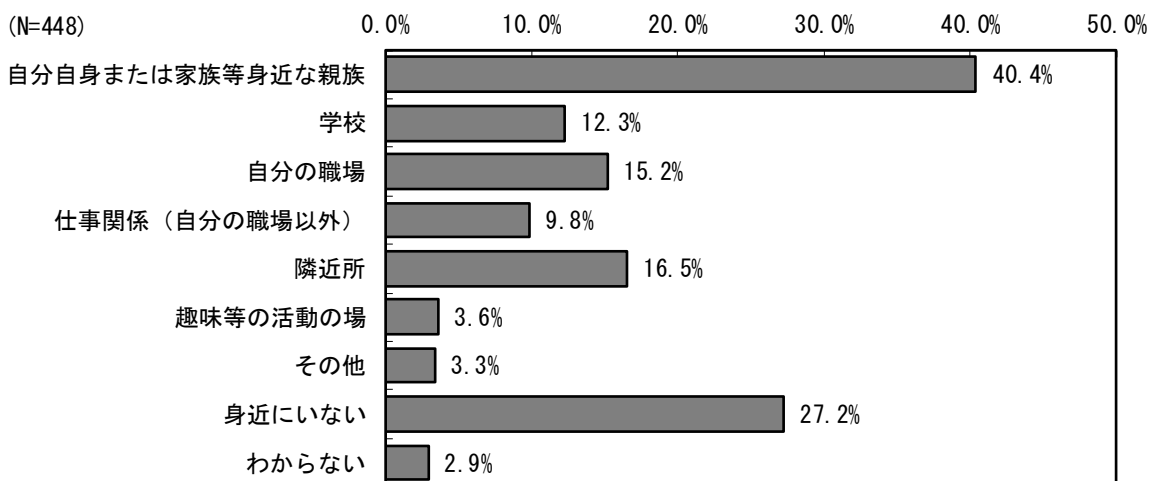


### (2) 身近での障がいのある人との関わりについて

問4 あなたの身近なところで、障がいのある人との関わりがありますか。(過去を含みます。)  
(身近なところであてはまるものすべてに○)

身近に障がいのある人がいるかについてみると、「自分自身または家族等身近な親族」が40.4%と最も高く、次いで「身近にいない」が27.2%、「隣近所」が16.5%となっています。

【図表 身近に障がい者のある人がいるか (複数回答)】



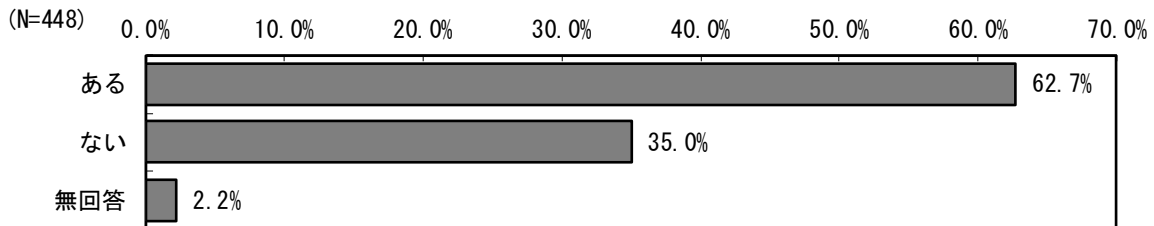
### (3) 障がいのある人が困っているときの対応について

#### ①障がいのある人が困っているときに手助けをした経験

問5 あなたは、障がいのある人が困っているときに、手助けをしたことがありますか。  
(1つに○)

障がいのある人が困っているときに手助けをした経験についてみると、「ある」が62.7%、「ない」が35.0%となっています。

【図表 障がいのある人が困っているときに手助けをした経験】



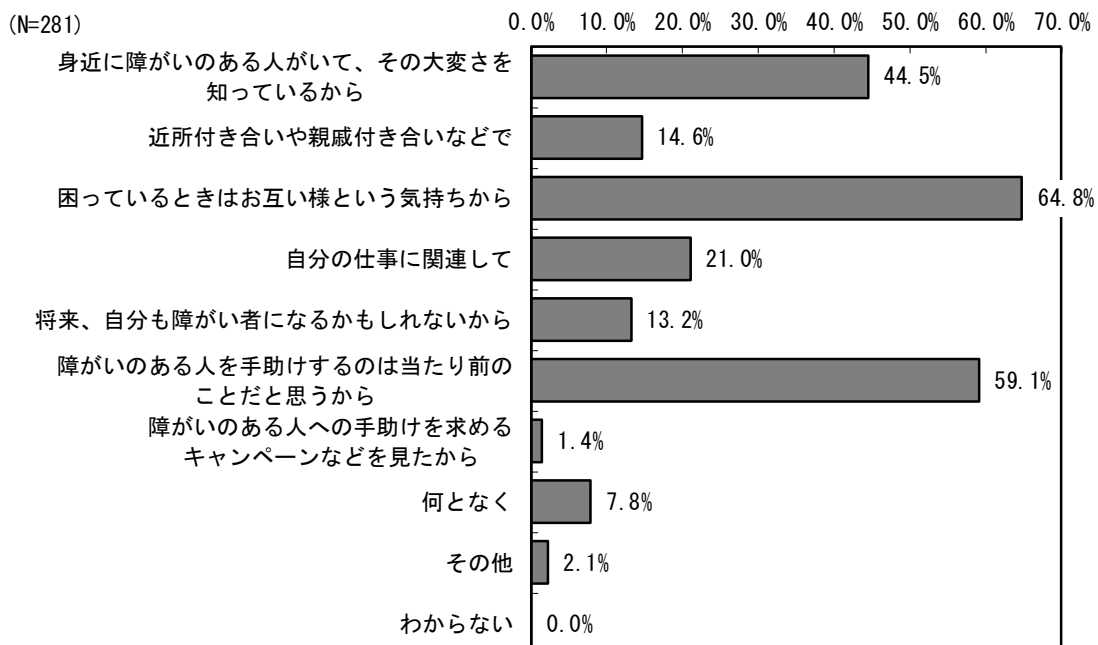
#### ②手助けをした理由

【問5で「1. ある」に○をつけたかたにおたずねします。】

問6(1) 「1. ある」と答えたかたは、どのような気持ちからですか。  
(あてはまるものすべてに○)

手助けをした理由についてみると、「困っているときはお互い様という気持ちから」が64.8%と最も高く、次いで「障がいのある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから」が59.1%、「身近に障がいのある人がいて、その大変さを知っているから」が44.5%となっています。

【図表 手助けをした理由（複数回答）】





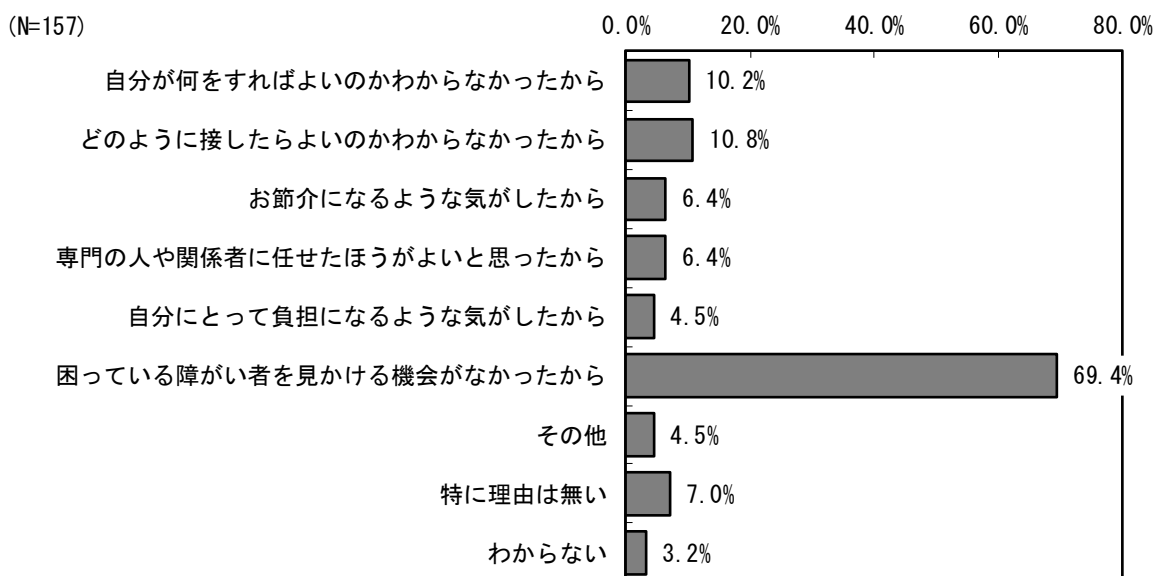
### ③手助けをしなかった理由

【問5で「2. ない」に○をつけたかたにおたずねします。】

問6(2) 「2. ない」と答えたかたは、どのような気持ちからですか。  
(あてはまるものすべてに○)

手助けをしなかった理由についてみると、「困っている障がい者を見かける機会がなかったから」が69.4%と特に高くなっています。次いで「どのように接したらよいのかわからなかったから」が10.8%、「自分が何をすればよいのかわからなかったから」が10.2%となっています。

【図表 手助けをしなかった理由（複数回答）】



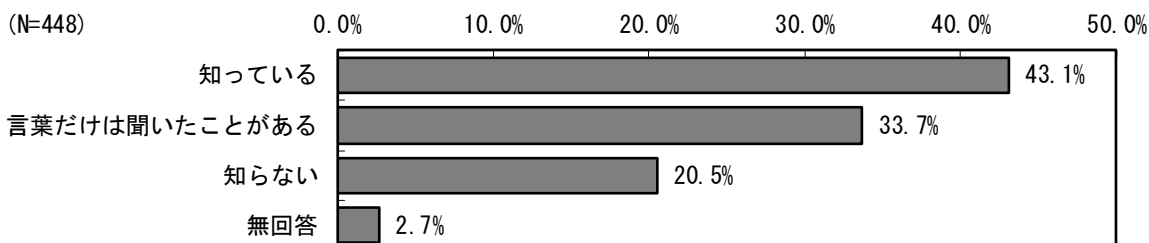
### (4) 「共生社会」について

#### ①「共生社会」という考えかたの認知度

問7 あなたは、障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考えかたを知っていますか。(1つに○)

「共生社会」という考えかたを知っているかについてみると、「知っている」が43.1%と最も高く、次いで「言葉だけは聞いたことがある」が33.7%、「知らない」が20.5%となっています。

【図表 「共生社会」という考えかたの認知度】

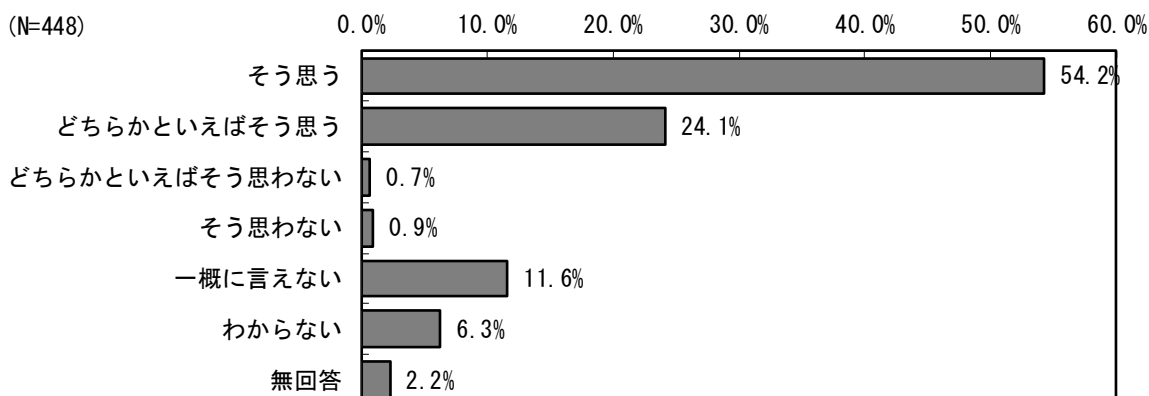


②「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について

問8 国や自治体では、「共生社会」の考えかたに基づいて、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境づくりを進めています。あなたは、この「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考えかたについて、どう思いますか。(1つに○)

「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考えかたについてみると、「そう思う」が54.2%と特に高くなっています。次いで「どちらかといえばそう思う」が24.1%、「一概に言えない」が11.6%となっています。

【図表 「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方】



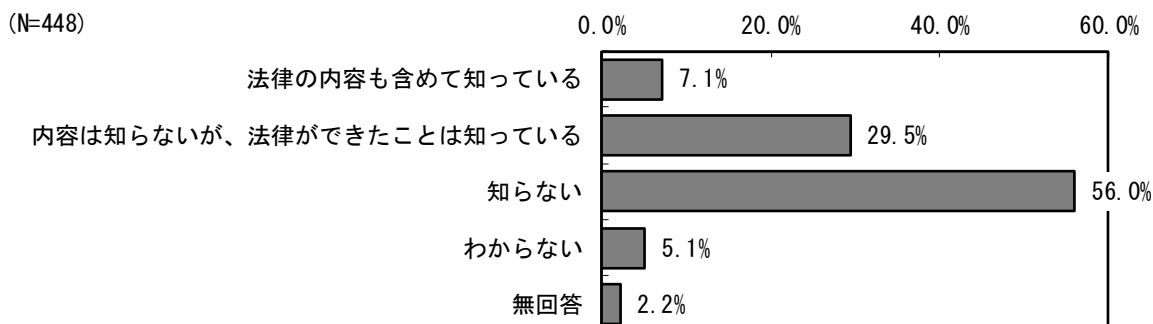
(5) 障がいのある人への差別や偏見について

①「障害者差別解消法」の認知度

問9 障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会づくりを目指すため、平成28年4月からいわゆる「障害者差別解消法」が施行されています。あなたは、この法律を知っていますか。(1つに○)

「障害者差別解消法」の認知度についてみると、「知らない」が56.0%と最も高く、次いで「内容は知らないが、法律ができたことは知っている」が29.5%、「法律の内容も含めて知っている」が7.1%となっています。

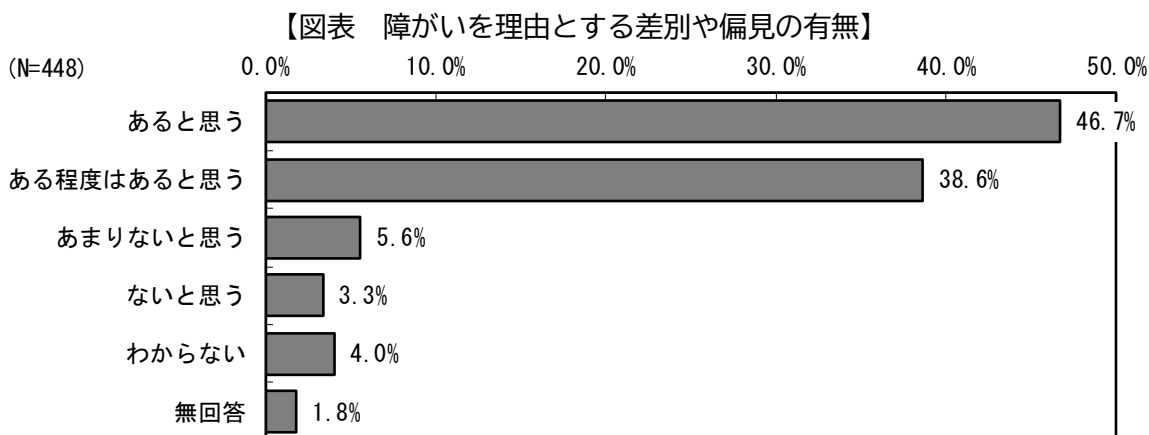
【図表 「障害者差別解消法」の認知度】



## ②障がい理由とする差別や偏見の有無

問 10 あなたは、世の中には障がいのある人に対して、障がい理由とする差別や偏見があると思いますか。(1つに○)

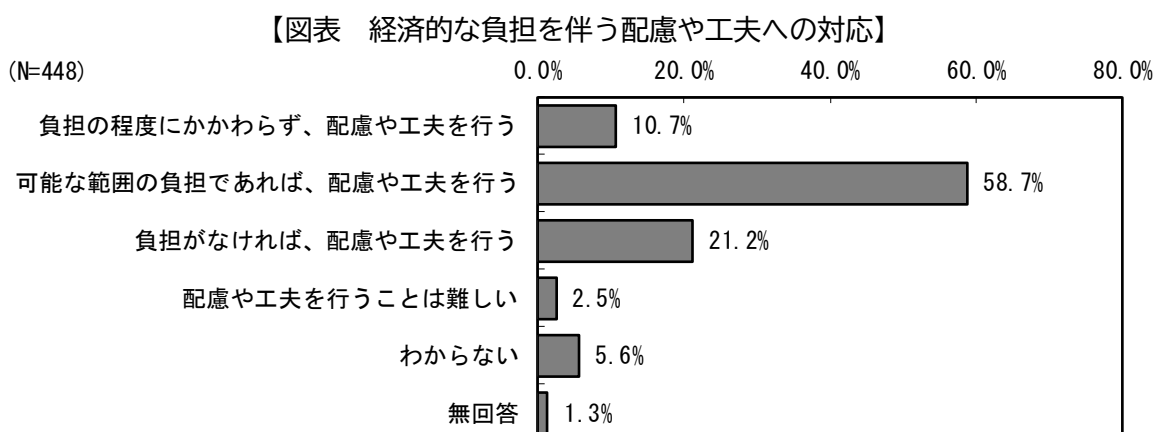
障がい理由とする差別や偏見があると思うかについてみると、「あると思う」が 46.7%と最も高く、次いで「ある程度はあると思う」が 38.6%、「あまりないと思う」が 5.6%となっています。



## ③障がいのある人となない人が同じように生活していくための配慮や工夫

問 11 障がいのある人となない人が同じように生活していくために必要となることをあなたが求められた場合、経済的な負担を伴うことがあります。あなたはどのようにしますか。(1つに○)

経済的な負担を伴う配慮や工夫への対応についてみると、「可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う」が 58.7%と最も高く、次いで「負担がなければ、配慮や工夫を行う」が 21.2%、「負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行う」が 10.7%となっています。



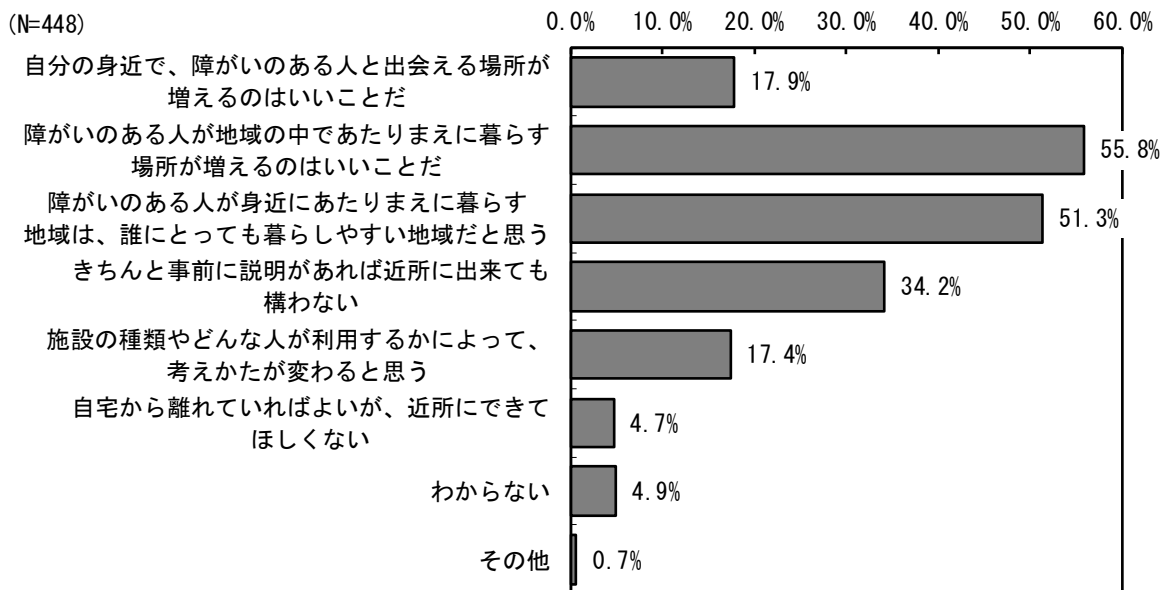
(6) 通所施設やグループホームの立地について

①通所施設やグループホームが自宅の近くにできる場合の考え

問 12 障がいのある人が通い、仕事・作業・レクリエーションなどを行う通所や、数人が共同で暮らすグループホームが、あなたの自宅の近所にできるとしたら、あなたの考えに近いものはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

通所施設やグループホームが自宅の近所にできるとした場合の考えについてみると、「障がいのある人が地域の中であたりまえに暮らす場所が増えるのはいいことだ」が55.8%と最も高く、次いで「障がいのある人が身近にあたりまえに暮らす地域は、誰にとっても暮らしやすい地域だと思う」が51.3%、「きちんと事前に説明があれば近所に出来ても構わない」が34.2%となっています。

【図表 通所施設やグループホームが自宅の近所にできる場合の考え（複数回答）】



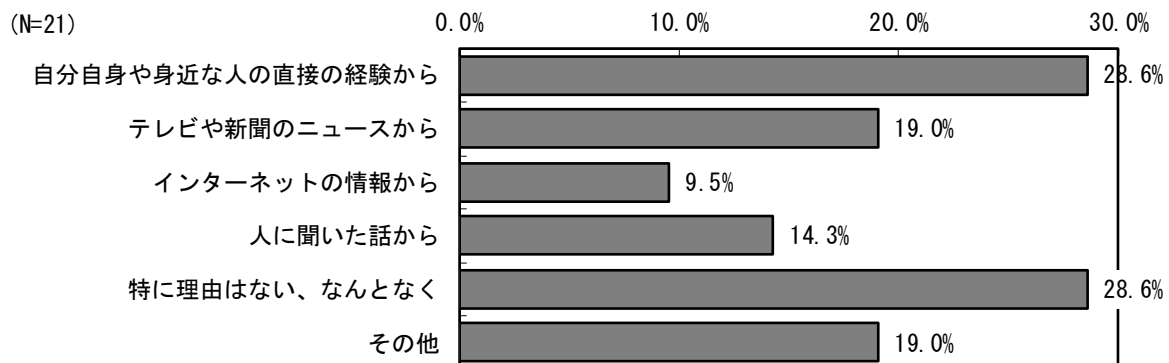
②通所施設やグループホームが自宅近くにきてほしくないと思ったきっかけ

【問 12 で「6. 自宅から離れていけばよいが、近所にできてほしくない」に○をつけたかたにおたずねします。】

問 13 そう思うようになったきっかけは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

通所施設やグループホームへの思いのきっかけについてみると、「自分自身や身近な人の直接の経験から」「特に理由はない、なんとなく」がともに 28.6%と最も高く、次いで「テレビや新聞のニュースから」が 19.0%、「人に聞いた話から」が 14.3%となっています。

【図表 通所施設やグループホームへの思いのきっかけ（複数回答）】



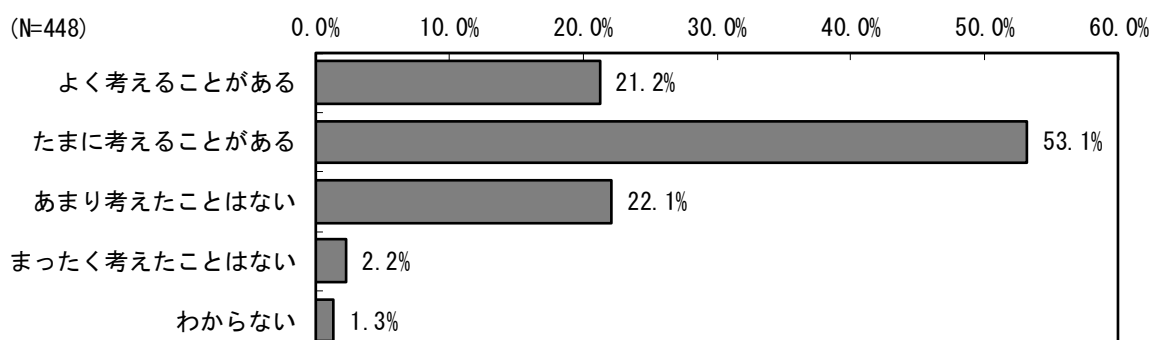
(7) 障がい者になる可能性と対応

①障がい者になる可能性の想定

問 14 あなたは、自分や家族が事故や病気等で将来障がい者になるかもしれないと考えることはありますか。(1つに○)

障がい者になる可能性の想定についてみると、「たまに考えることがある」が 53.1%と最も高く、次いで「あまり考えたことはない」が 22.1%、「よく考えることがある」が 21.2%となっています。

【図表 障がい者になる可能性の想定】

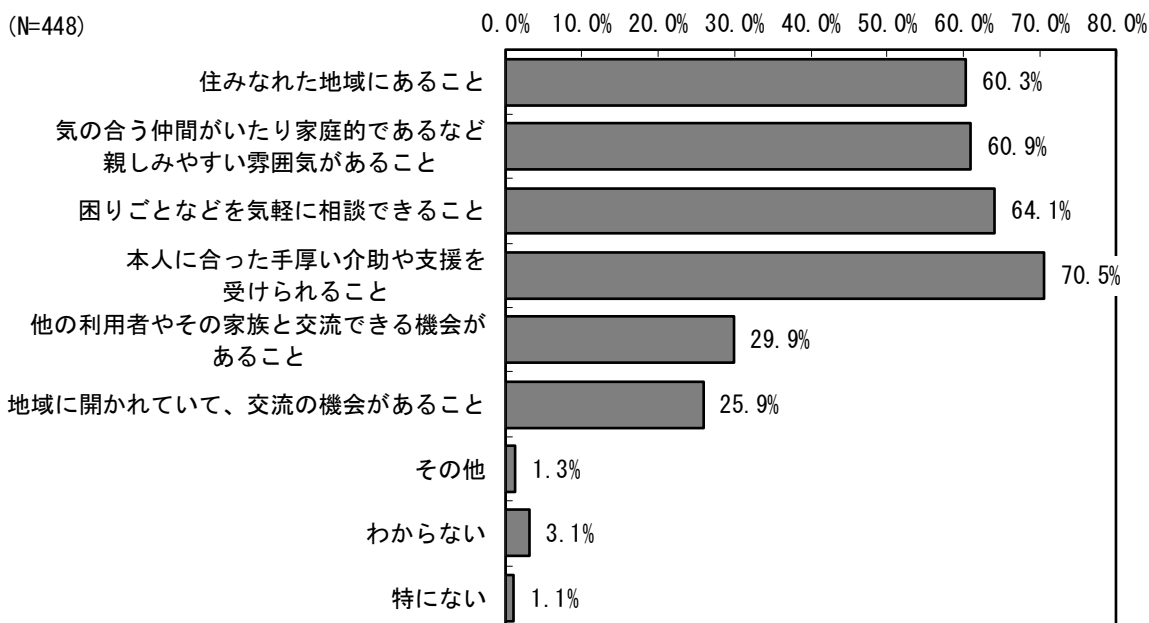


②障がい者になった場合に自分や家族が利用する施設や住まいの希望

問 15 もし自分や家族が障がい者になり、通所施設（デイサービス）やグループホームを利用することになった場合、どのような施設や住まいを望みますか。（あてはまるものすべてに○）

自分や家族が利用する場合の施設や住まいの希望についてみると、「本人に合った手厚い介助や支援を受けられること」が70.5%と最も高く、次いで「困りごとなどを気軽に相談できること」が64.1%、「気の合う仲間がいたり家庭的であるなど親しみやすい雰囲気があること」が60.9%となっています。

【図表 自分や家族が利用する場合の施設や住まいの希望（複数回答）】



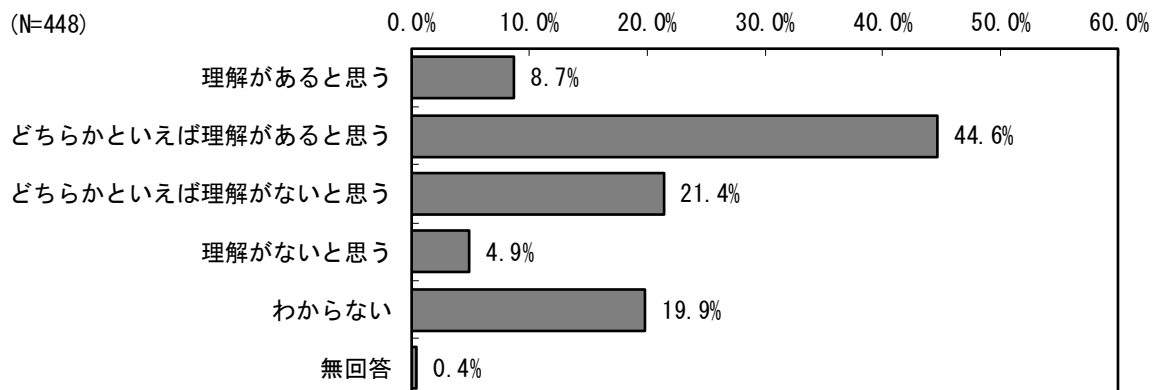
## (8) 障がい者が地域で暮らすことについて

### ①障がい者が地域で暮らすことについての社会の理解

問 16 あなたは、障がいのある人が施設や病院を出て地域で暮らすことについて社会の理解があると思いますか。(1つに○)

障がい者が地域で暮らすことについての社会の理解についてみると、「どちらかといえば理解があると思う」が 44.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば理解がないと思う」が 21.4%、「わからない」が 19.9%となっています。

【図表 障がい者が地域で暮らすことについての社会の理解】



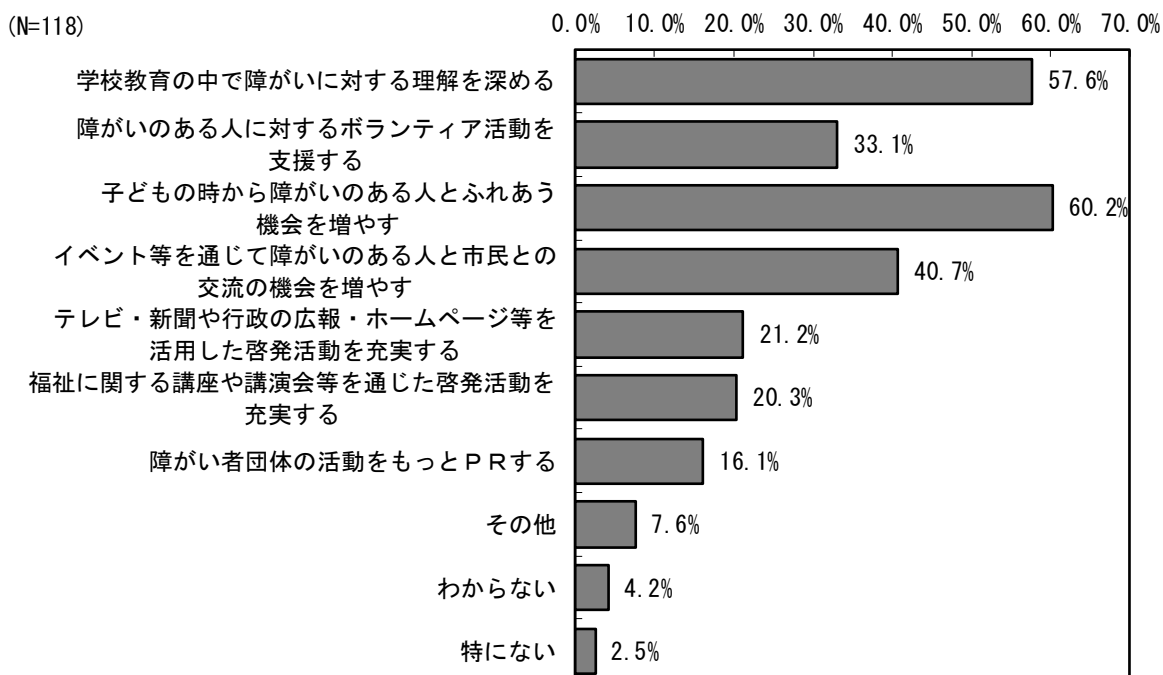
②どのような取り組みがあれば障がい者が地域で暮らすことの社会の理解が進むか

【問 16 で「3. どちらかといえば理解がないと思う」「4. 理解がないと思う」に○をつけたかたにおたずねします。】

問 17 どのような取り組みがあれば理解が進むと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

どのような取り組みがあれば理解が進むかについてみると、「子どもの時から障がいのある人とふれあう機会を増やす」が60.2%と最も高く、次いで「学校教育の中で障がいに対する理解を深める」が57.6%、「イベント等を通じて障がいのある人と市民との交流の機会を増やす」が40.7%となっています。

【図表 どのような取り組みがあれば理解が進むか（複数回答）】





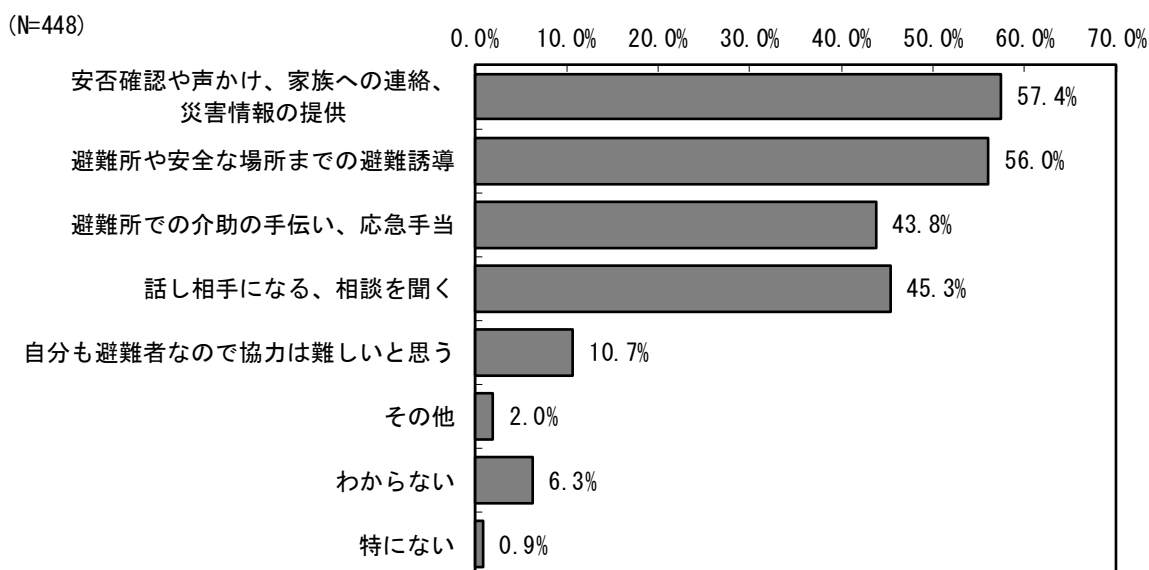
(9) 災害時の障がいのある人への対応について

①災害時に障がいのある人に対してできると思う支援

問 18 地震や台風などの災害時に、障がいのある人は一人で避難することが出来なかったり、避難所で介助が必要な場合があります。災害時に、あなたが障がいのある人に対して、できると思う支援はありますか。(あてはまるものすべてに○)

災害時に障がいのある人に対してできると思う支援についてみると、「安否確認や声かけ、家族への連絡、災害情報の提供」が57.4%で最も多く、次いで「避難所や安全な場所までの避難誘導」が56.0%、「話し相手になる、相談を聞く」が45.3%となっています。

【図表 災害時に障がいのある人に対してできると思う支援（複数回答）】

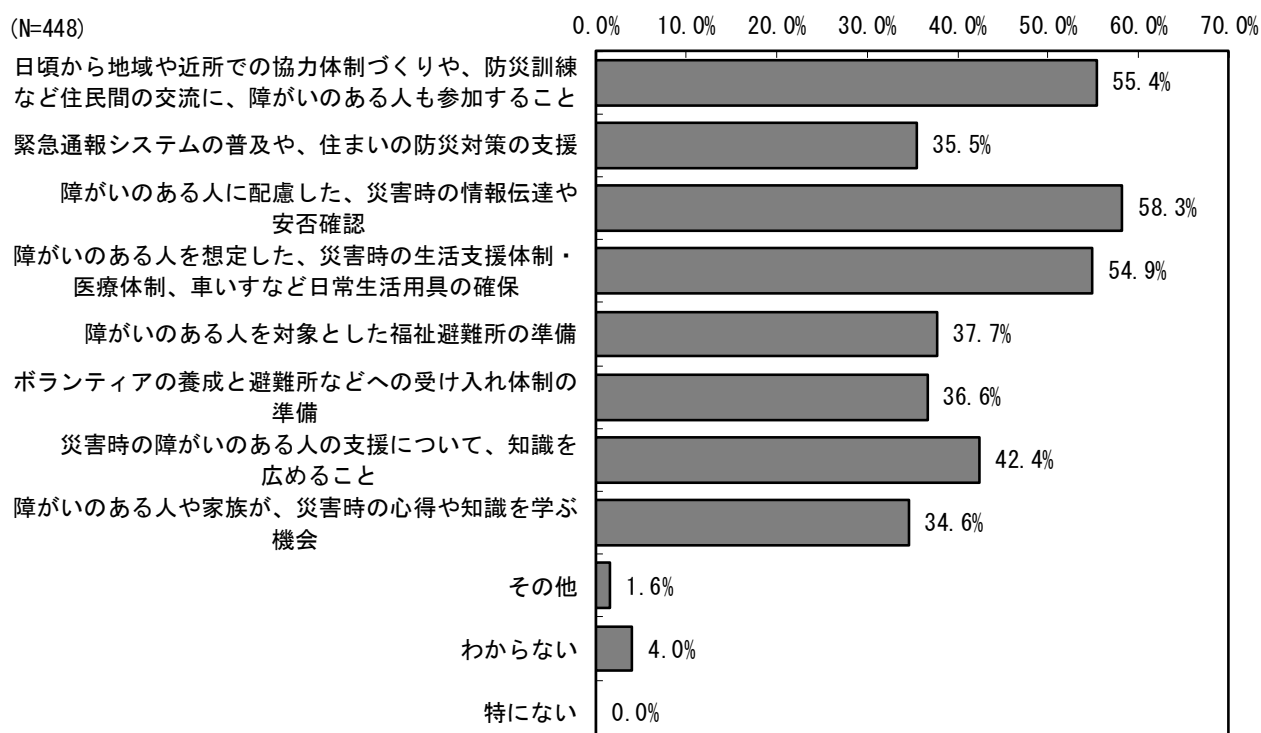


②災害時に障がいのある人を地域で支援するために必要なこと

問 19 災害時に、障がいのある人を地域で支援するために、必要と思うことは何ですか。  
(あてはまるものすべてに○)

災害時に障がいのある人を地域で支援するために必要と思うことについてみると、「障がいのある人に配慮した、災害時の情報伝達や安否確認」が58.3%と最も高く、次いで「日頃から地域や近所での協力体制づくりや、防災訓練など住民間の交流に、障がいのある人も参加すること」が55.4%、「障がいのある人を想定した、災害時の生活支援体制・医療体制、車いすなど日常生活用具の確保」が54.9%となっています。

【図表 災害時に障がいのある人を地域で支援するために必要と思うこと（複数回答）】



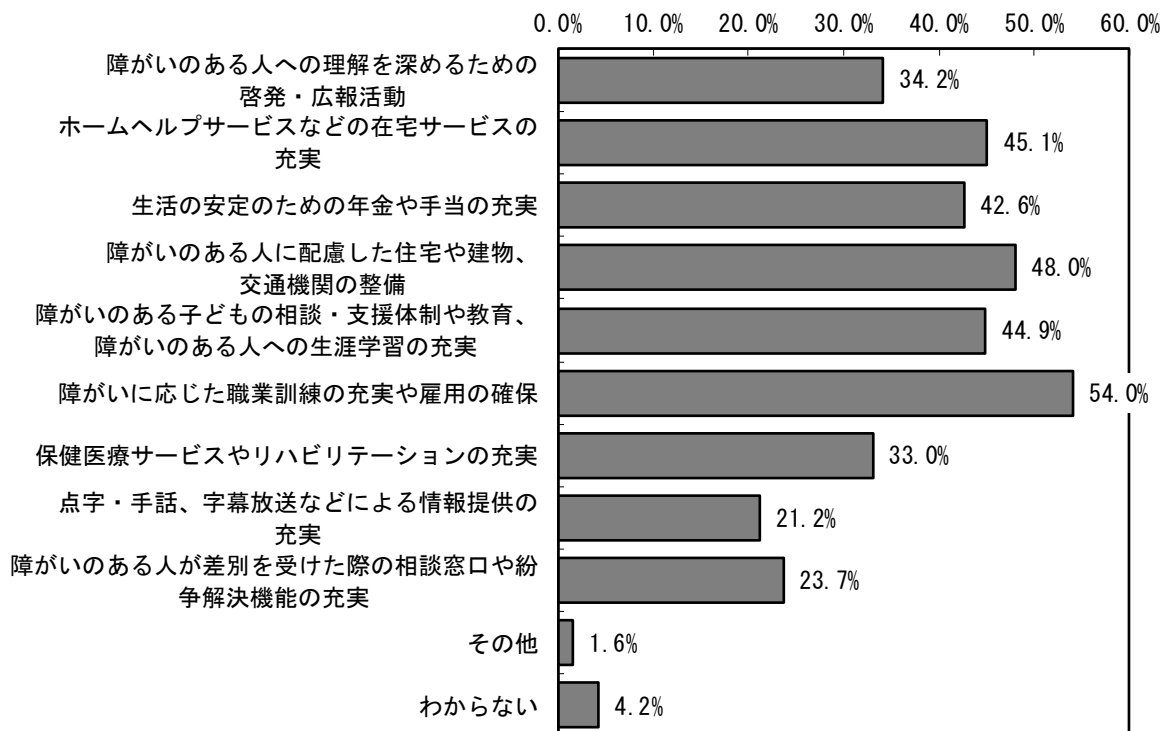
(10) 障がいのある人に関する注力すべき国や自治体の施策

問 20 障がいのある人に関する国や自治体の施策のうち、あなたがもっと力を入れる必要があると思うものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

力を入れる必要がある国や自治体の施策についてみると、「障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が54.0%と最も高く、次いで「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が48.0%、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」が45.1%となっています。

【図表 力を入れる必要がある国や自治体の施策（複数回答）】

(N=448)



### 3. アンケート調査結果のまとめと課題

#### ① 回答者について

回答者の年齢は、「65歳以上」が4割強を占めており、性別では女性が約6割を占めています。地区では、浜坂地区が4割弱、温泉地区が2割強を占めています。

#### ② 障がいや障がいのある人について

身近に障がいのある人がいるかについてみると、「自分自身または家族等身近な親族にいた」が約4割となっています。

#### ③ 障がいのある人との関係について

障がいのある人が困っているときに手助けをした経験についてみると、「ある」が6割強となっています。手助けをした理由についてみると、「困っているときはお互い様という気持ちから」、「障がいのある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから」が高くなっています。一方で、手助けをしなかった理由についてみると、「困っている障がい者を見かける機会がなかったから」が約7割を占めています。

#### ④ 「共生社会」について

「共生社会」という考え方を知っているかについてみると、「知っている」が4割強あるものの「知らない」が約2割となっています。「共生社会」という考え方に基づく、「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方についてみると、『「そう思う」(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)が8割弱ありますが、「一概に言えない」が約1割となっています。

#### ⑤ 障がいのある人への差別解消について

「障害者差別解消法」の認知度についてみると、「知らない」が5割を超えています。障がいを理由とする差別や偏見があるかについてみると、『「あると思う」(「あると思う」と「ある程度はあると思う」の合計)が8割強となっています。障がいのある人が困っているときにあたりまえに手助けができるように、障がい理解を深める取り組みを進めるとともに、障がいを理由とする差別や偏見をなくしていくために、周知や啓発を進めていくことが必要です。

#### ⑥ 障がいのある人が通う施設や居住施設について

障がいのある人となない人が同じように生活していくために必要となることをあなたが求められた場合、経済的な負担を伴う配慮や工夫への対応についてみると、「可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う」が6割弱となっています。

通所施設やグループホームが自宅の近所にできるとしたらについてみると、「障がいのある人が地域の中であたりまえに暮らす場所が増えるのはいいことだ」、「障がいのある人が身近にあたりまえに暮らす地域は、誰にとっても暮らしやすい地域だと思う」がともに5割を超えています。

通所施設やグループホームが「自宅から離れていけばよいが、近所にできてほしくない」という思いのきっかけについてみると、「自分自身や身近な人の直接の経験から」と「特に理由はない、なんとなく」が3割弱となっています。

⑦ 自分や家族が障がいとなった場合について

自分や家族が障がい者になる可能性の想定についてみると、「たまに考えることがある」が5割強となっています。

自分や家族が障がい者になり利用する場合の施設や住まいの希望についてみると、「本人に合った手厚い介助や支援を受けられること」は約7割、「困りごとなどを気軽に相談できること」、「住みなれた地域にあること」、「気のあう仲間がいたり家庭的であるなど親しみやすい雰囲気があること」「住みなれた地域にあること」がいずれも6割を超えています。

⑧ 障がいのある人が地域で暮らすことについて

障がい者が地域で暮らすことについての社会の理解についてみると、『理解があると思う』（「理解があると思う」と「どちらかといえば理解があると思う」の合計）が5割強となっています。

障がいのある人が施設や病院を出て地域で暮らすことについて、どのような取り組みがあれば社会の理解が進むかをみると、「子どもの時から障がいのある人とふれあう機会を増やす」「学校教育の中で障がいに対する理解を深める」、が6割前後となっています。

住みなれた地域において、障がいのある人が通う施設や居住施設の整備を進めるためには、障がいのある人が地域で暮らすことについて理解を深め、学校教育での取り組みや地域との交流の機会を持つことなどがが必要です。

⑨ 障がいのある人の災害時の対応について

災害時に、障がいのある人に対してできると思う支援についてみると、「安否確認や声かけ、家族への連絡、災害情報の提供」、「避難所や安全な場所までの避難誘導」が5割を超えています。「避難所での介助の手伝い、応急手当」「話し相手になる、相談を聞く」が4割を超えています。

災害時に障がいのある人を地域で支援するために必要と思うことについてみると、「障がいのある人に配慮した、災害時の情報伝達や安否確認」、「日頃から地域や近所での協力体制づくりや、防災訓練など住民間の交流に、障がいのある人も参加すること」、「障がいのある人を想定した、災害時の生活支援体制・医療体制、車いすなど日常生活用具の確保」がいずれも5割を超えています。

災害時に障がいのある人に対して何らかの支援ができると思う人が一定数いることから、災害時にそういった人と支援を必要とする人をつなげる取り組みが必要です。

⑩ 障がいのある人に力を入れる必要がある施策について

障がいのある人に力を入れる必要がある国や自治体の施策についてみると、「障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が5割強、「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が5割弱となっています。

## 第4節 グループインタビューの概要

### 1. グループインタビューの実施概要

障がいのあるかたの日常生活の状況や各種支援・サービスの利用意向、福祉施策に対する要望等を把握し、計画検討の基礎資料とするためのグループインタビューを実施しました。

- ① 対象者数：7人
- ② 調査方法：対面によるヒアリング
- ③ 調査実施日：令和5年11月30日（木）

### 2. 主な結果

【現在の生活について、サービスの利用、充実度、困っていること、通院のこと】

- ・ B型事業所で下働きをしています。仕事の内容は車の部品の組み立て、袋詰め、パンの移動販売、洗い物をしています。自分のペースで働けるところがいいです。
- ・ B型事業所のパン屋さんで食パンを作っています。
- ・ B型事業所でシール貼り、箱折り、車の部品の袋詰めをしたり、施設外作業で施設の窓拭き、洗車、シーツ交換等いろいろな仕事をしています。いろいろな仕事をして、どんな仕事か自分に合うのかを探しているところです。
- ・ B型事業所で車の部品の組み立てをしています。今後は施設外作業もしてみたい。
- ・ 体調を崩し入院をしていた。退院してから週に1回B型事業所に行き、地元の会社の下請けの仕事をしています。外に出ることができて嬉しいし、楽しい。
- ・ B型事業所に行って施設外作業に出ています。シーツ交換、洗車等をしています。事業所内で車の部品の仕事もします。仕事は楽しいです。
- ・ B型事業所でお好み焼きのソース3点セットを検査しています。指紋とかがついているものは通らないので、しっかり確認しています。
- ・ 通院するのに汽車の待ち時間が長くて困っている。朝8時頃の汽車に乗って行き、夕方5時半頃に帰ってくる。一日仕事。
- ・ 病院の待ち時間が長い。入院患者さんがあると特に長い。
- ・ 今は通院できているけど、歳を重ねていくとわからないので、近くに病院があればいいけど…
- ・ 土日のバスの便が少ないので困る。
- ・ タクシー代が高い。自分では運転しないし、車もない。
- ・ ちょっと運動したいな…と思っても、近くに施設がない。

【余暇の過ごし方】

- ・ 家の手伝い ・ 村の仕事の手伝い ・ 家族と買い物に行く
- ・ 地域の活動 ・ 家の掃除 ・ 散歩 ・ 家でゆっくり過ごす
- ・ 縫い物や編み物 ・ 墓参り

### 【就労について】

- ・ 新温泉町には旅館がたくさんあるので、旅館の仕事はたくさんあると思うが、仕事がキツイと聞くので旅館業以外がいいかなと思っている。今、B型事業所にいる間にいろいろ体験をして決めていこうと思う。
- ・ 今の仕事を極めたい。そして食パン以外のパンも作ってみたい。
- ・ 現状のままがいい。家でパンを焼きたい。
- ・ 家でおばあちゃんの介護をしているので、介護の仕事に就けたらいいな。

### 【生活しやすい新温泉町って?】

(こんなサービスが欲しい。フォーマル・インフォーマルを問わない)

- ・ コインランドリーが湯村地区にもあったらいいな。
- ・ イベントをもっと増やしたら、みんな楽しいんじゃないかな。
- ・ 移動販売(スーパーの)が来てくれたらいいな。
- ・ ペットショップがあればいいな。(餌を買う・癒される)
- ・ CD屋さんや本屋さんがあればいいな。
- ・ 飲食店があればいいな。
- ・ ネコカフェが近くにあればいいな。
- ・ ラクーターがもっと普及すればいいな。
- ・ 車の免許を取りたい。
- ・ 町内に病院があったらいいな。知っている人に会ってしまうのがちょっと…

### 【あなたにとってのB型事業所は?】

- ・ 以前9年程一般就労していたが、途中から辛くて辞めてしまいたいと思いながら働いていた。そんな時に声をかけていただき、とてもありがたかった。再スタートができて、本当に感謝している。
- ・ コミュニケーションを取れるようになった。
- ・ わからないことを聞く等、SOS発信できるようになった。
- ・ 自分の成長を感じられる。
- ・ 安心して働ける場所。
- ・ 集中力がアップして仕事をしやすくなった。
- ・ 仕事のできる場所。

### 【新温泉町のいいところは?】

- ・ 海も山もあって景色がいい!
- ・ ホタルイカやカニ等、名産品が多い。
- ・ 私のふるさと。
- ・ 温泉卵ができる。

## 第3章 施策の展開方向

本計画は、

- ① 障がいのある人が、地域の一員としてあたりまえに暮らし、誰もがともに支えあう社会の実現
- ② 障がいのある人が、自らの能力を最大限に発揮し、個性豊かに生きることのできる社会の実現
- ③ 障がいのある人の能力が活躍できるよう、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが安心していきいきと暮らせる「地域共生社会」を実現

という3つの基本理念を受けて、4つの施策目標を掲げ、それぞれの「現状と推進方向」「推進方策」を示します。

### 施策目標1：自立できる環境を整える

- (1) 地域での生活支援体制の整備
- (2) 在宅生活へ移行するための支援
- (3) 相談支援、権利擁護
- (4) 障がいの早期発見と療育等の推進
- (5) 精神保健福祉対策
- (6) 災害時等における要配慮者への支援

### 施策目標2：働ける環境を整える

- (1) 雇用の促進と就労への支援
- (2) 福祉的就労への支援

### 施策目標3：社会参加できる環境を整える

- (1) スポーツ・芸術・文化活動の支援
- (2) 社会参加への支援

### 施策目標4：生活しやすい社会環境を整える

- (1) 心のバリアフリーの推進
- (2) 情報のバリアフリー化の推進
- (3) 福祉のまちづくりの推進
- (4) ボランティア活動の推進



## 施策目標1：自立できる環境を整える

---

### (1) 地域での生活支援体制の整備

#### 【現状と推進の方向性】

障がいのある人が、生まれ育った地域で必要な支援を受けながら心豊かな暮らしを実現させるためには、状況に応じた様々な支援や環境の整備が必要となります。

身体に障がいのある人は、その障がいにより生活全般において暮らしにくさが生じることがあります。身体に障がいのある人の多くは中途障がいですが、後天的に障がいを持つことになってもこれまで同様の生活を継続できるよう、多様なニーズに対応した住宅のバリアフリー化等の支援が必要です。

知的障がいや精神障がいのある人の、自宅以外の生活の場の確保が問題となっています。現在、町手をつなぐ育成会の運営のもとで自立生活訓練ホーム「わくわくホームいずみ」を設置し、一定期間の宿泊を通じて自立に向けての訓練を行っていますが、いずれ家族から独立し、地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームの設置等による住居の確保、地域での見守り体制の整備が必要です。長期にわたり病院の精神科に社会的入院を続けている人についても、退院促進に向けて同様の支援が必要です。

また、自立した生活を送るためには、身体の介護、炊事・洗濯・掃除などの家事の援助、外出時における移動の支援、病気の時や困った時の相談支援などが必要とされるため、町内で利用できるサービスの充実が望まれています。

また、障がいの有無にかかわらず、健康でいきいきと暮らせるよう、保健・医療サービスの提供やリハビリテーション体制の充実を推進します。

#### 【推進の方策】

##### ① 住宅改造の推進

重度障害児・者等日常生活用具給付等事業及び介護保険制度による住宅改修費において、手すりの設置や段差の解消といった軽微な改造の経費の一部を給付費として支給します。また、低所得世帯を対象とした高齢者等住宅改造助成事業により、重度の肢体障がいのある人の住宅のバリアフリー化に対し、必要に応じ支援を行うとともに、制度の周知に努めます。

##### ② 在宅サービスの充実

多様なニーズに対応できるよう、現在サービスを提供している町内の事業所に対し、サービス内容の拡充について働きかけを行うほか、障がい福祉サービス提供事業者の整備を図ります。

##### ③ 地域生活支援事業の適切な実施

障害者総合支援法第77条により市町村の義務として定められた地域生活支援事業を適切に実施します。市町村事業としての効果を最大限発揮させるため、地域の実情に応じた柔軟な事業実施に努めます。

#### ④ 補装具や日常生活用具の給付等による支援

日常生活の利便性を高めるため、身体の失われた部分や障がいのある部分を補う補装具、障がい部位に応じた日常生活用具の給付・修理等を引き続き実施し、障がいのある人の暮らしを支援します。また、身体障害者手帳交付時には該当品目等についての説明を行い、制度の周知や適切な給付に努めます。

#### ⑤ 地域の見守り体制の充実

住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、見守りや相談活動を行う民生委員・児童委員等に対し、それぞれの障がいに対する正しい認識を深めていただくため、定期的に研修を開催するとともに、各障害者相談員との交流の場を作り、情報の共有化や相談業務の役割の明確化に努めます。

また、町民に対しても正しい理解を醸成するよう啓発活動を行い、地域の支援体制の強化に努めます。

#### ⑥ 障害者虐待防止センターの設置

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成24年10月1日から施行され、電話あるいはFAXで24時間365日相談できる虐待対応の窓口として、障害者虐待防止センターを町健康福祉課に設置しました。法の周知を図るとともに、関係機関と連携し、障害者虐待を未然に防止することや障がい者及び養護者への支援を行います。

#### ⑦ 公営住宅の入居支援

現状は公営住宅への単身での入居は困難ですが、生活困窮度に応じて入居が可能となるような体制づくりに向けて、関係課との調整を図っていきます。

#### ⑧ 共同生活施設（グループホーム）等の整備

本人が希望する住まいを確保し、安心・安全な地域での生活を実現できるよう、町内の既存の施設の利活用等による居住系サービスや入居可能住宅の整備を図ります。

#### ⑨ 生活習慣病の予防

障がいの有無によらず、生活習慣病の予防は健康の確保のうえで重要であるため、定期的な健康診断の受診を働きかけるほか、地域の保健サービスを利用できるよう啓発を行います。

#### ⑩ 医療・保健体制の充実

相談から受診、治療、指導等に至るまで、一貫した保健、医療サービスが受けられるよう、医療機関と連携します。

#### ⑪ 高齢化への備え

医療技術の発達や障害福祉サービスの充実等により、障がいのある人の高齢化が進んでいます。

障がいのある人も65歳からは介護保険制度が優先となり、障害福祉サービスから介護保険サービスへと切り替わります。相談支援専門員と介護支援専門員の連携を深め、介護保険サービスへの円滑な移行を進めていきます。

#### ⑫ 地域包括ケアに向けて

平成27年からいきいき百歳体操が地区ごとで開催となり、人とのつながりが深まった地区や、民生委員を中心に支援が必要な地区内の高齢者や障がいのある人の把握に取り組んでいる地

区等、独自の取り組みをしている地区があります。そういった地区の強みを活かし、こどもから高齢者までが支えあい、障がいのある人も支援されるだけでなく自らが支援する立場として活躍できる社会づくりを推進します。

また、グループホームや短期入所の整備等については、障害施策単独でのサービス提供だけでなく、介護保険事業所や地域包括支援センターと連携し、介護保険サービスと障がい福祉サービスに柔軟に対応できる福祉の街づくりを目指します。

## (2) 在宅生活へ移行するための支援

### 【現状と推進の方向性】

これまで、一度福祉施設に入所するとそのまま地域に戻ることがないという傾向が顕著でした。しかし、過去の措置制度による施設入所は家庭環境等が理由であるケースも多く、実際は地域の社会資源を整えば退所が可能な人も少なくありません。また、入院中の精神障がい者についても同様といえます。

このような状況から、国は障害者総合支援法や施策を整備し、地域生活への移行を積極的に推進する方針を示しており、町としても地域における社会資源等の整備を進め、可能なかたに対して地域移行の働きかけを行う必要があります。

また、障がいのある人自身が同じ障がいのある人を支援する役割を担う「ピアサポート」の取り組みについては、障がいのある人がその経験や個性を活かして活躍できる機会となるだけでなく、地域移行・地域定着の支援に効果的であり、先進的な取り組みを行っている地域を中心にピアサポーターの養成や周知・連携が進められています。

### 【推進の方策】

#### ① グループホーム等への移行の推進

地域における住まいの場であるグループホーム等の整備を進めるためにも、町の支援を検討しています。

#### ② 地域生活支援機能の充実

安心かつ充実した地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保や質の向上を図り、障がい者自立支援協議会を中心とした地域全体による支援体制の構築に努めます。

#### ③ ピアサポート活動の推進

ピアサポートの活動を支援するとともに、関係機関と連携しピアサポーターとして適性のある人への働きかけを行い、ピアサポーターの養成や活用、地域への周知に取り組みます。

### (3) 相談支援、権利擁護

#### 【現状と推進の方向性】

障がいのある人が安心して地域で生活するには「相談できる場」が大切です。

近年、身体・知的・精神・難病・発達障がいのある人に加え、引きこもり等の相談も増え、様々な問題を解決に導くには専門性の高い相談支援が必要になります。

本町では直営の基幹相談支援センターを開設し、町内町外5事業所に相談業務を委託。連携しながら窓口による相談や訪問の相談に対応しています。

新温泉町障がい者自立支援協議会では、相談支援機関のスキルアップや関係機関との連携を図り、また地域包括支援センターとも連携することで、高齢障害者のつなぎの役割も推進します。

今後は、不足している相談支援専門員の確保や地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの整備等、本人中心の支援を大切とした相談支援体制の充実に努めます。

権利擁護については、障害者差別解消法の施行に伴い、より一層の権利擁護の推進が必要となり、制度や福祉サービス等の周知や啓発、関係機関との連携の強化を図ります。

#### 【推進の方策】

##### ① 相談支援体制の充実

相談窓口の周知や明確化をすることで身近な「相談できる場」の充実に推進します。

また、新温泉町障がい者自立支援協議会で相談支援機関のスキルアップや関係機関との連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。

##### ② 専門的な発達障がいの支援

乳幼児健康診査や5歳児すくすく相談等で障がいの早期発見や相談に取り組み、北但広域療育センターなどの専門的な療育機関にスムーズにつながるよう支援します。

また、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、切れ間のない支援を強化します。

##### ③ 障害者相談員による相談体制の充実

町民に対し、障害者相談員の周知を行います。障害者相談員による相談事業を継続して実施し、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員、発達障害児・者相談員が障がいのある人やその家族に寄り添った支援を行います。

##### ④ 総合的な権利擁護体制の構築

障害者差別解消法や障害者虐待防止法等の施行に伴い、より一層、障がいのある人の人権や保護の支援体制の構築を図ります。

また、障害者差別、成年後見制度、障害者虐待等の制度に関する周知や啓発活動を行い、関係機関との連携や支援体制の強化に努めます。

#### (4) 発達が気になる子どもの早期発見と療育等の推進

##### 【現状と推進の方向性】

発達が気になる子どもの乳幼児期における十分な成長・発育を促し、将来の可能性を広げるためには、症状や要因を早期に発見するとともに、保護者をはじめ、子どもを取り巻く関係者が子どもの特性を理解し、適切な療育を行うことができるよう支援していくことがとても重要です。また、療育は、明らかな障がいだけでなく、発達が気になる子ども、社会で困り感がある子どもにも保護者や本人の不安を取り除き、安心が得られる支援を行うものです。

本町では、1歳6か月児健診や3歳児健診を実施する際には、複数の健診スタッフが関わり多角的に子どもの発達を確認しています。育児不安や育てにくさのある児、発達が気になる児は、臨床心理士による「子ども相談」や「風発達クリニック」（豊岡市内）から発達専門の医師の派遣を受け「こども発達クリニック」でフォローを行い、町でも発達が気になる子ども（主に2歳児から4歳児）を対象に遊びを中心としたプレ療育「かっこ教室」を令和5年6月より開設。保護者が子どもとのかかわり方を学ぶ活動や茶話会、療育へのつなぎの役割もあります。

また、発達面の精密検査が必要な子どもや療育が必要な子どもについては、豊岡こども家庭センターの相談事業や北但広域療育センター「風」発達クリニックの受診を勧め、療育につながるよう支援しています。また、地域性を考慮して北但広域療育センターが月2回巡回療育事業「らみい」として、当町で集団指導・個別相談を実施しています。

中・軽度の身体機能の低下がある児童・乳幼児を対象に浜坂病院において、対象児の機能向上に向けた療育個別訓練を実施しており、関係機関と連携しています。

発達が気になる子どもの保育については、認定こども園において障がい児保育を実施しており、保育士への支援として臨床心理士等による「保育所等巡回相談」を実施しています。また、就学等も視野に入れた関係機関との連絡調整会議も実施し、保護者や園への支援体制にも努めています。

また、発達が気になる子どもの就学にあたっては、教育支援委員会を年2回開催し、子どもの特性や程度に応じた適正な就学指導に努めています。更に、個別の支援が必要な児童には、保護者の同意により「サポートファイル」を作成し、就学・進級・進学等の引継ぎを実施することにより継続した支援を行っています。今後は小学校・中学校の在級児童生徒、町外の特別支援学校に就学・進学する児童生徒にも広げていくことが必要です。

現在、国が義務付けている、1歳6か月と3歳を対象にした健診を本町も実施していますが、3歳児健診時点で分かりにくい発達障害などが、こども園などでの集団生活を通して5歳頃に明らかになることがあり、本町でも平成25年より5歳児すくすく相談を実施し、発達が気になる子どもの早期発見に努めています。

##### \*5歳児すくすく相談

3歳児健康診査の時点では把握が困難な、衝動・多動性や対人関係における課題や特性を把握し、保護者や保育者が子どもの長所や短所を理解するとともに、保護者や保育者が抱える子育ての困難感について相談することができます。

## 【推進の方策】

### ① 地域療育体制の充実

平成20年9月から地域療育拠点施設「北但広域療育センター“風”」を北但1市2町（豊岡市、香美町、新温泉町）で運営しており、児童発達支援センターとして専門的人材による一貫した療育指導及び訓練体制を実施しています。

発達の気になる子どもの将来を見据え、早期発見・早期療育の観点から児童発達支援事業を推進するとともに、保育所等訪問による支援を充実し、認定こども園や学校における育ちの場での支援に協力できるような療育体制を構築します。

### ② 情報提供の場づくり

新温泉町障がい者自立協議会実務者部会を通じて、親の会のグループ等の活動に対し、要望に応じて障がい福祉サービスに関する情報提供や研修会を行い、情報提供の場作りを進めます。

### ③ 相談支援体制の充実

ライフステージに応じた相談や切れ間のない相談支援を提供するために専門機関による相談事業の周知を図るとともに利用を促進し、また、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。

### ④ 教職員の指導の充実

子ども一人ひとりの障がいの状態や特性に応じたきめ細かな教育を進めるため、学校における専門的な人材の確保と教職員の指導力の向上を図ります。また、特別支援教育に関する研修や発達障がい等に関する専門研修等の受講により、意識改革を促すとともに啓発を進めます。

### ⑤ 関係機関との連携

発達の気になる子どもを地域で支援していくため、常に関係機関が連携を密にし、サポートファイルを活用しながら共通の認識のもとで一貫した支援体制を整備します。

また、医療的ケア児等が適切な支援を受けられることができるよう関係機関との協議を続けていきます。

### ⑥ 発達の気になる子どもの過ごし方の充実

発達特性や障害の有無関わらず全ての子どもが地域社会への参加と包容（インクルージョン）の視点のもと、地域社会全体で充実した生活が送れるように環境を整え、子ども一人ひとりが共に成長できる過ごし方を目指します。

## (5) 精神保健福祉対策

### 【現状と推進の方向性】

平成26年4月の精神保健福祉法の改正により、精神障がい者の地域移行の積極的な推進が図られることとなりました。長期入院患者の地域移行を支援し、新規入院患者に関しても社会的環境要因で長期入院することなく地域で暮らせる体制づくりが求められています。

本町においては、精神障がいのある人の相談業務は保健師を中心に、ほおずきや県健康福祉事務所と連携し対応しています。また、精神科医による「こころのケア相談」を年4回実施しています。

理解促進・啓発事業として、中学生・高校生を対象とした「心の健康づくり教室」、酒害問題やピアサポーターを活用しての研修会等を実施し、精神障がいの理解促進を推進しています。

また、「地域活動支援センターのぎく」や健康福祉課が実施している「オアシスたんぽぽ」では、自宅以外で過ごせる居場所づくりとして活動しています。

今後も、精神障がいのある人が暮らしやすい地域社会を作るとともに、地域移行・地域定着の推進に努めます。

### 【推進の方策】

#### ① 啓発活動の推進

精神障がいの誤解や偏見をなくすため、研修会や教育現場など様々な場面において啓発活動を行い、精神障がいのある人に対する正しい知識の普及に努めます。

#### ② 社会参加・交流の場の構築

精神障がいのある人が身近な地域で社会参加・交流できる場として「地域活動支援センターのぎく」や「オアシスたんぽぽ」の活動を支援し、当事者の想いが実現できるよう推進します。

#### ③ 地域移行・地域定着の推進

入院中の精神障がいのある人が地域生活への移行を進めていくために、県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議等と連携を図ります。

#### ④ 相談支援体制の充実

委託相談支援事業所と連携しながら、相談支援を提供します。また、精神科医によるこころのケア相談や県健康福祉事務所と連携をとりながら、精神障がいのある人やその家族の不安や生活のしづらさの解消に努めます。

#### ⑤ 酒害問題の取り組みについて

アルコール問題の対象者の多くは未受診であり、「うつ」「虐待」等、様々な問題が見受けられます。アルコール問題に対する正しい理解について研修会等を実施し、未然の予防活動を行い、医療機関や県健康福祉事務所、自助グループなどと連携を図りながら体制づくりに努めます。

## (6) 災害時等における要配慮者への支援

### 【現状と推進の方向性】

過去の災害等をみると、高齢者や障がいのある人など、いわゆる「要配慮者」といわれる人たちにとって、災害時等に必要な情報を迅速かつ的確に把握したり、安全な場所に避難するなどの行動が一般的に困難であるため、適切な支援が必要です。

このため、災害時要配慮者名簿、避難行動要支援者名簿を作成しています。また、日頃から支援を必要とする人たちの把握に努めるとともに、地域でのネットワークを築き、災害時における安否確認や避難誘導はもちろんのこと、緊急時における要配慮者への支援を迅速に行えるよう、地域と行政等が相互に連携協力し、体制を整備しておく必要があります。

### 【推進の方策】

#### ① 要配慮者の把握

民生委員・児童委員、居宅介護事業所、自治区、自主防災組織等の活動を通じ、障がいのある人の状況を把握のうえ、名簿を更新し、個別に計画を作成しておくなど災害時に迅速に対応ができる体制を整備します。

また、障がい特性に配慮した支援体制を促進します

#### ② 支援体制の構築

高齢者や障がいのある人など、避難所での生活において特別の配慮を必要とする者をあらかじめ把握し、福祉避難所を設置します。

また、医療機器を使用するなど特別に医療的支援が必要な障がいのある人については、個別に災害時支援計画を作成し避難体制を整備します。

#### ③ 情報を得るための手段の確保

災害発生時、避難所などで障がいのある人のコミュニケーション支援を行うため、ボランティアセンターと連携して、手話通訳ボランティア等の確保並びに育成を図ります。

また、障がい特性に応じた情報の取得を確保するため、支援のあり方を検討します。



## 施策目標2：働ける環境を整える

---

### (1) 雇用の促進と就労への支援

#### 【現状と推進の方向性】

障がいの有無にかかわらず、地域で自立した生活を送るためには、経済的な安定が不可欠であり、また、働くことは単に収入を得る手段だけでなく、人が自らの可能性に挑戦しながら、社会の構成員として積極的に社会活動に専念することでもあります。

現在、兵庫県内における障がい者の雇用状況は、民間企業では雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しています。就職状況はいずれの障がい種別においても伸びており、特に精神障がい者の就職が近年急激に伸びています。令和6年4月以降、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられる予定であり、今後も働く場所の確保や啓発を進めていく必要があります。

人口減少社会に伴い、労働者不足が懸念される中ではありますが、障がいのある人も自分の能力や特性に応じて働くことで担い手として活躍できる体制を推進します。

新温泉町内においては、福祉的就労施設として、平成28年に初めて就労継続支援B型の事業所が開設され、現在3つの事業所があります。

#### 【推進の方策】

##### ① 職員の雇用促進

職員の雇用において、障がいのある人の雇用を促進し、法定雇用率を達成します。

##### ② 事業所等への雇用啓発

公共職業安定所と連携して、公的機関、民間事業者に対して、障がいのある人の雇用に関する啓発活動を進め、障がいのある人が働くことを通じて社会参加することの意義と重要性について理解を図ります。

##### ③ 関係機関との連携

特別支援学校へ通学している生徒における卒業後の進路先について、特別支援学校との連絡会等の場において情報を得るとともに、但馬地域障害者雇用・就業支援ネットワーク会議による情報等を活用し、関係機関と連携した支援体制を整えます。

##### ④ 職場定着のための支援

ジョブコーチの派遣など企業が障がいのある人を雇用するための支援を推進します。

### (2) 福祉的就労への支援

#### 【現状と推進の方向性】

本町の現状としては、平成28年に就労継続支援B型の事業所が開設しましたが、就労移行支援や就労継続支援A型といったサービスを提供する事業所がなく、そのため就労アセスメントのために町外の事業所まで出かける必要があったり、就労継続支援A型のサービスを利用して就労したいといったニーズに対応ができず課題となっています。

農福連携や介護保険の総合事業の担い手に対応する等、福祉就労に頼らない、新温泉町らしい就労のあり方を推進します。

【推進の方策】

① 働く場の充実

地域のニーズを把握し、課題を仕事として活かすこと、相談支援事業所等と連携をとりながら、就労が可能であり働く意欲がある障がい者については就労へつながるように支援します。

② 障害福祉サービス事業者等への優先発注の促進

地域における障害福祉サービス事業者等の状況により、町において障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達方針を策定し、障害者就労施設等への優先的・積極的な発注の促進に努めます。

## 施策目標3：社会参加できる環境を整える

---

### (1) スポーツ・芸術・文化活動の支援

#### 【現状と推進の方向性】

障がいのある人の地域における活動としては、各障がい者団体等の主催によるグラウンドゴルフ大会、運動会、ふれあい旅行、夕涼み会、クリスマス会などが定例的な行事として行われています。

また、青い鳥学級では木工作品などの創作活動に取り組まれており、作品を町民文化祭に出品されています。

障がいのある人のスポーツ・芸術・文化活動の振興は、障がいのある人の社会参加や障がいのある人同士あるいは障がいのない人との交流を促進し、生きがいを持ち、こころ豊かな生活を送るうえで重要な役割を担うものです。障がいの状態に応じ気軽に参加できる活動や、障がい有無の区別なくともに行う活動について、より一層の充実を図る必要があります。

#### 【推進の方策】

##### ① 団体への活動支援

各団体等が主催する事業や活動が継続して実施され、活性化が図られるよう、支援を行います。

##### ② スポーツ活動の推進

町内のスポーツ指導員等の人材を有効に活用し、健康づくり事業等とあわせ、障がいの状態に応じ気軽に参加できるスポーツの普及に取り組み、また障がいスポーツ指導員の養成に努めます。

##### ③ 文化活動の推進

文化祭などの文化行事において、障がいのある人の作品の展示等による参加機会の向上に努めます。また、県が実施する芸術・文化活動イベントの情報提供を行います。

##### ④ 利用環境の整備

障害者差別解消法による合理的配慮の提供や福祉のまちづくり条例の施設整備基準に基づき、施設や設備、情報提供等におけるバリアフリー化を推進し、すべての人が安心・安全に利用できるよう環境の整備を図ります。

### (2) 社会参加への支援

#### 【現状と推進の方向性】

積極的に社会参加や社会活動を行うにあたり、障がいのある人にとっては一人での外出や交通機関の利用が困難である場合も多く、外出時の移動手段の不自由さは大きな課題となっています。

町において実施している外出支援(移送)サービス事業は、車いすやストレッチャーを必要とする高齢者や障がい者を対象に実施しており、利用にあたっては課税状況等の要件や所定の料金負担があります。

また、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスである同行援護や、同法による地域生活支援事業のうち移動支援事業として、視覚障がいのある人や知的障がいのある人等の外出時の付き添いによる支援を行っており、町内あるいは近隣市町のサービス提供事業所と委託契約のうえ実施しています。

聴覚に障がいのある人の通院時等のコミュニケーションの支援では、地域生活支援事業である意思疎通支援事業により手話通訳者等の派遣を行っており、また手話奉仕員養成事業として手話講座を開講し、手話への理解や普及を図るとともに、手話奉仕員を養成しています。

知的障がいや精神障がいのため自ら判断することが難しい人については、不動産や預貯金等の財産管理、契約締結等の法律行為が困難な場合がありますが、成年後見制度や社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）により本人の権利を保護し、支援することができるため、利用の促進を図ることが必要です。

### 【推進の方策】

#### ① 移動支援事業や同行援護事業の充実

様々なニーズに対応した移動介護サービスが提供できるよう、町内の事業所に対し働きかけを行います。

また、移動介護を行う各種ガイドヘルパーの養成研修等への積極的な参加を促し、有資格者の確保に努めます。

#### ② 補助犬貸付制度等の普及啓発

県が実施する補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成・貸付制度について普及啓発を行います。

#### ③ 自動車運転免許取得助成事業、自動車改造費助成事業の実施

障がいのある人の自動車運転免許の取得や障がいに応じた自動車改造に対する助成について、継続して実施します。

#### ④ 福祉サービス利用援助事業等の利用促進

知的障がい、精神障がいが理由で自ら判断することが難しい人に対し、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用等を進めていきます。

## 成年後見制度と福祉サービス利用援助事業の概要

### (成年後見制度)

認知症の方や知的障がいのあるかた、精神障がいのあるかたなどで、利害の損失を判断することが難しい人の場合、財産管理や施設への入退所などの契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあります。

このため、本人が不用意に結んだ契約を本人の利益のために取消にしたり、法的に権限を与えられた者が本人に代わって契約や相続の手続きを行うなど、判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度です。

家庭裁判所に申し立てをします。後見人等の多くは本人の親族ですが、親族以外の第三者（弁護士・司法書士等）や、複数の人、法人を選任することも可能です。

報酬については、後見人等が報酬付与の審判の申し立てを行うことにより家庭裁判所が決定します。

### (福祉サービス利用援助事業)

自らが福祉サービスを選ぶことに不安があるかたをお手伝いするためにできた制度です。

福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、通帳・印鑑の預かりサービス等を行い、ご本人の在宅生活を支援しています。

第2種社会福祉事業として社会福祉協議会等が実施しており、利用は有料で標準的な利用料は1時間1,000円です。

## 施策目標4：生活しやすい社会環境を整える

---

### (1) 心のバリアフリーの推進

#### 【現状と推進の方向性】

平成24年10月に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行され、また平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。障がいのある人の差別や虐待を防止し、障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、一層の権利擁護の推進が必要となります。令和6年4月から合理的配慮の提供が義務化されます。

#### 【推進の方策】

##### ① 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法の周知や啓発を行い、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、相談窓口の連携に取り組みます。

##### ② 障害者虐待等の防止の推進

障害者虐待防止法による障害者虐待の定義や通報義務について周知を図り、事業所や家族による虐待の未然防止に取り組みます。

##### ③ 教育の推進

町民一人ひとりが人権問題について考え、正しい知識と理解を深めることができるよう、人権問題に関する普及啓発を行います。町においては職員研修を定期的に行う等、人権意識の高揚に率先して取り組みます。

##### ④ 障がいに対する理解の促進

障がいの特性、必要な配慮や支援等に対する理解と認識を深めるよう、研修会や教育現場など様々な場面において啓発に努めます。

##### ⑤ 交流活動の促進

福祉体験や福祉教育などを通して、障がいのある人とない人がお互いの理解を深め、「共に生きる地域社会」の重要性を認識できるよう、学校や地域等あらゆる場面で障がいのある人とない人との交流を促進します。

##### ⑥ 啓発活動の充実

「障害者の日（12月9日）」、「障害者週間（12月3日～9日）」、「障害者雇用支援月間（9月1日～30日）」等の障がい及び障がいのある人に対する理解と認識を深める日について周知を行います。

また、補助犬シール・耳マークの啓発を図るなど、障がいのある人の受け入れ環境の改善に努めます。

## (2) 情報のバリアフリー化の推進

### 【現状と推進の方向性】

障がいのある人にとって、必要な情報を手に入れることが困難な状況は少なくありません。

聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段である手話等については、手話通訳や要約筆記の資格をもつ人が町内にいない状況であり、手話奉仕員養成事業等により啓発を図り、将来的な資格取得につながることを期待します。

知的障がいや脳性麻痺等により言語機能に障がいがある人は、情報の入手や人とのコミュニケーションに際して支援が必要となる場合があります。また、知的障がいを伴わない自閉症や、学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(AD／HD)などの発達障がいのある人の中にも、人とのコミュニケーションが上手くとれない人がいます。

### 【推進の方策】

#### ① 情報提供支援

聴覚に障がいのある人への支援として、地域生活支援事業による意思疎通支援事業の手話通訳者派遣等を継続して実施します。また、窓口業務ではいつでも筆談で対応できるよう柔軟な対応に努めます。

#### ② 情報のバリアフリー化

分かりやすい広報等の印刷物やホームページの作成、会議や講演会等での配慮など、障がいのある人に対応した情報のバリアフリー化の推進に取り組みます。

また、知的障がいのある人やコミュニケーションが上手くとれない人に対し、コミュニケーション支援ボードの提示等、障がいの状況に配慮した分かりやすい情報提供に努めます。

#### ③ 各種制度の周知

日常生活用具の給付により、IT(情報技術)の活用を積極的に支援します。また、青い鳥学級をはじめ、各団体へ制度の説明を必要に応じて行い、周知に努めます。

### (3) 福祉のまちづくりの推進

#### 【現状と推進の方向性】

障がいの有無や年齢などにかかわらず、だれもが暮らしやすくだれもが参加できる「ユニバーサル社会」の実現のためには、住民や地域団体、事業所などすべての人が力を合わせて一体となった取り組みが必要です。

高齢者や障がいのある人はもとより、すべての人が自由に移動し、活動することができる福祉のまちづくりを推進します。

#### 【推進の方策】

##### ① 福祉のまちづくり条例の適正実施

県の福祉のまちづくり条例に基づく特定施設等の届出について、建築確認担当課と連携をとり、早い時点で届出を促すことにより、改善要望を含めた適正な指導に努めます。

##### ② 施設等のバリアフリー化の推進

既存の公共施設及び道路・歩道などのバリアフリー化について、段階的に必要に応じて改修を行います。また、新築や大規模改修を行う時には、福祉のまちづくり条例に基づく施設整備基準の遵守に努めます。

##### ③ 住宅のバリアフリー化への支援

住宅を改造する場合において、より有効な改造を支援するため、必要に応じて理学療法士などの訪問による助言等を行います。

##### ④ バリアフリー化への普及啓発

歩道上に物を置くことの危険度、視覚障害者誘導用ブロックや車いす対応駐車区画の目的等について、広報等で継続して啓発を行い、すべての人が利用しやすい環境づくりに努めます。



#### (4) ボランティア活動の推進

##### 【現状と推進の方向性】

ボランティア活動は、被災者支援だけでなく一般的な地域課題の分野にまで広がりを見せています。また、行政では十分対応できない細かな部分についての支援も行われており、欠かすことのできない重要な存在となっています。

町内で活動するボランティアグループは令和5年度6月現在で45団体、個人で活動しているボランティアを含めた町内ボランティアの人数は3,095人(延べ人数)であり、おもに食事サービス、施設友愛訪問、地域の清掃美化等の活動が行われています。障がいのある人へのボランティアとしては、朗読・点訳ボランティアや手話サークル、青い鳥学級(視覚障がい者)介助ボランティアなどのグループが活動されています。

今後は、障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人の自立を支援する活動や、障がいのある人自身がボランティアとして参加する活動の展開が必要になります。

##### 【推進の方策】

###### ① 障がいのあるかたへの声かけ運動の推進

視覚に障がいのある人や車いすを使用する人などが地理不案内やJR・バスの乗降等で困っているときに必要な手助けを行う「障がいのあるかたへの声かけ運動」に対する理解を深め、一層の推進を図ります。

###### ② 各種講座等への参加促進

福祉体験やボランティア講座などの開催について広報等による周知を行い、幅広い分野から参加していただくための支援を行います。

###### ③ 福祉サポーターの確保・養成

社会福祉協議会との連携により、手話通訳、要約筆記、外出時の移動介護など、障がいのある人が社会参加をする上で必要となるサービスについて、養成研修の受講を勧め、障がいのある人を支える担い手の確保に努めます。

###### ④ 緊急時のサポート体制の確立

社会福祉協議会との連携により、障がいのある人の日常生活において、緊急時や福祉サービスによらない細かな支援についても対応ができる体制づくりと人材確保に努めます。

# 第 2 編 障害福祉計画・ 障害児福祉計画

# 第1章 令和8年度の成果目標

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目            |                               | 数値  | 県の基本指針                    |
|---------------|-------------------------------|-----|---------------------------|
| 令和4年度末の施設入所者数 |                               | 41人 |                           |
| 第7期<br>目標値    | 令和8年度末の施設入所者数<br>(令和6年からの3年間) | 38人 |                           |
|               | 施設入所者の削減者数                    | 1人  | 令和4年度末の施設入所者数<br>から5%以上削減 |
|               | 地域生活移行者数                      | 1人  | 令和4年度末の施設入所者数<br>から6%以上削減 |

令和5年10月現在の施設入所者数は39人です。令和4年度に1名、施設入所から地域生活へ移行しましたが、施設入所者の減少は死亡退所(第6期障害福祉計画期間中5名)が多く、障がい者の高齢化で施設入所のニーズが高い傾向が続いています。

新温泉町としては令和8年度末までに1人、地域生活へ移行できるよう、介護保険サービスの利用を含め適切なアセスメントや行政、相談支援事業所、施設入所、圏域コーディネーターと地域生活へ移行するための体制作り等を協議します。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 但馬圏域精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の構成員として取り組みを継続します。
- 関係機関で構成する新温泉町障がい者自立支援協議会において、情報共有や連携を行います。
- 長期入院患者の大半が65歳以上の高齢者のため、地域包括支援センターと連携して、入院患者支援にあたります。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備について、①常時の相談体制を確保し、緊急の事態に対応する相談 ②体験の機会及び場の提供 ③緊急時の受入対応体制の確保 ④専門的人材の確保・養成 ⑤社会資源の構築の5つの機能が求められています。

新温泉町では緊急時の受け入れ、専門的な人材の確保・養成が課題となっていますが、圏域内市町との連携や町外の施設の活用も含め検討し、面的整備の方向で令和8年度末に整備することを目指します。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ・一般就労移行者数

| 項目             |                                     | 数値 | 県の基本指針                     |
|----------------|-------------------------------------|----|----------------------------|
| 令和3年度の一般就労移行者数 |                                     | 3人 |                            |
| 第7期<br>目標値     | 令和8年度末の<br>一般就労移行者数<br>(令和6年からの3年間) | 4人 | 令和3年度の一般就労移行者<br>数の1.28倍以上 |

令和2年から令和5年現在までの一般就労移行者数は4名(就労継続支援B型事業所から3名、就労移行支援事業所から1名)となっており、令和5年度末までの目標値3名を満たしています。

##### ・就労定着支援事業利用者数

| 項目              |                                       | 数値 | 県の基本指針                     |
|-----------------|---------------------------------------|----|----------------------------|
| 令和3年度就労定着支援利用者数 |                                       | 0人 |                            |
| 第7期<br>目標値      | 令和8年度末の<br>就労定着支援利用者数<br>(令和6年からの3年間) | 1人 | 令和3年度の一般就労移行者<br>数の1.41倍以上 |

令和3年度就労定着支援の利用がないため、令和8年度の目標値は1人とします。

##### ・その他の就労支援について

- 町からの委託事業として、町内の就労継続支援B型事業所に依頼。公用車清掃、公園清掃、公共施設の清掃等を依頼することで、就労場所の拡大と、障害者の働く力の周知や一般就労につながることもありました。
- 福祉就労事業所で当事者を雇用している事例や、オアシスタんぼぽでピアサポーター(自身にも障がいや病気の経験があり、その経験を活かして同じ境遇にある仲間を支援する人)を活用していることもあり、今後も当事者同士の支援(ピアサポート)を進めていくことと、定着のための体制作りをしていきます。
- 福祉就労に頼らない就労のあり方として、新温泉町障がい者自立支援協議会就労グループで取り組んでいた「人財・しごとセンター」で、令和5年4月より居場所「そらりす」へ引き継ぎ、農作業を中心に活動をしています。
- 今後も農福連携を中心に、地域の困りごとを就労につなげる体制作りをしていきます。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターは圏域で1か所整備済です。
- 医療・教育・福祉関係機関等が連携を図るための協議の場があり、地域支援体制の情報共有や体制作り、災害時の対応等を協議しています。  
今後も関係機関が連携し、地域社会への参加・包容を進めていきます。
- 重症心身障害児を支援として令和3年10月から、訪問看護事業所内で医療的ケア児にも対応できる日中一時支援の提供が始まり、医療的ケア児の自宅以外の居場所としての支援が提供できるようになりました
- 医療的ケア児等に対し支援等を調整するコーディネーターの配置を令和8年度末までに圏域での配置で検討します。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを令和3年12月に整備し、委託相談支援事業所と連携しながら、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化につなげていきます。

相談支援専門員の人材育成として、香美町と共同で相談支援部会を設置し、両町の基幹相談支援センター、主任相談支援専門員、圏域コーディネーターの協力を得ながら、事例検討やスーパービジョン等、相談支援専門員の質の向上と事例検討からの地域課題を整理し、協議会につなげていきます。

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上

健康福祉課、社会福祉協議会、町内の障害福祉サービス事業所で月1回開催している事業所連絡会の中で、研修会を開催し、質の向上に取り組みを推進しています。

## 第2章 障がい福祉サービス及び相談支援

### 1. 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法によるサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で成り立っています。

このうち自立支援給付は、日常生活上必要な介護を受ける場合のサービスである介護給付と、地域で生活を行うために一定の訓練等の提供を受けるサービスである訓練等給付のほか、計画相談支援給付や地域相談支援給付、自立支援医療、補装具などに分けられます。

さらに、介護給付と訓練等給付は、訪問系サービスと日中活動系サービス、居住系サービスに分類されます。

### 2. 訪問系サービス

#### (1) 訪問系サービスの種類、内容

| サービス名        | 内 容   |
|--------------|---|
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 自宅で、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除、買い物などの家事援助、通院等介助を行います。  |
| 重度訪問介護       | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。                          |
| 同行援護         | 重度の視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動時及びそれに伴う外出先において必要な援助を行います。      |
| 行動援護         | 知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出時における移動中の介護を行います。 |
| 重度障害者等包括支援   | 介護の必要性が特に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。   |

#### (2) 訪問系サービスの見込み量設定の考え方

令和3年度より居宅介護の利用が2名増えました。居宅介護事業所は町内に1事業所のみであるため、ヘルパー不足の課題は継続しており、今後のニーズ含め、相談支援専門員にアンケートを行い、見込み量に反映しています。

## ア 居宅介護

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |            | 3年度  | 4年度  | 5年度  |
|------------------|------------|------|------|------|
| 見込量              | 利用者数（月平均）  | 8人   | 10人  | 10人  |
|                  | 利用時間数（月平均） | 90時間 | 44時間 | 52時間 |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均）  | 8人   | 7人   | 8人   |
|                  | 利用時間数（月平均） | 46時間 | 35時間 | 39時間 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分        |  | 6年度  | 7年度  | 8年度  |
|------------|--|------|------|------|
| 利用者数（月平均）  |  | 10人  | 12人  | 14人  |
| 利用時間数（月平均） |  | 47時間 | 55時間 | 63時間 |

## イ 重度訪問介護

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |            | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|------------|-----|-----|-----|
| 見込量              | 利用者数（月平均）  | 0人  | 0人  | 0人  |
|                  | 利用時間数（月平均） | 0時間 | 0時間 | 0時間 |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均）  | 0人  | 0人  | 0人  |
|                  | 利用時間数（月平均） | 0時間 | 0時間 | 0時間 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分        |  | 6年度 | 7年度 | 8年度  |
|------------|--|-----|-----|------|
| 利用者数（月平均）  |  | 0人  | 0人  | 1人   |
| 利用時間数（月平均） |  | 0時間 | 0時間 | 93時間 |

## ウ 同行援護

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |            | 3年度  | 4年度 | 5年度 |
|------------------|------------|------|-----|-----|
| 見込量              | 利用者数（月平均）  | 2人   | 0人  | 1人  |
|                  | 利用時間数（月平均） | 10時間 | 8時間 | 8時間 |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均）  | 1人   | 1人  | 1人  |
|                  | 利用時間数（月平均） | 10時間 | 9時間 | 9時間 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分        |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|------------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均）  |  | 1人  | 1人  | 1人  |
| 利用時間数（月平均） |  | 9時間 | 9時間 | 9時間 |

#### 【見込量確保のための方策】

- 制度の周知徹底やニーズの掘り起こしを行い、介護保険事業所などが参入しやすいように、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。
- 今後、居宅介護を利用したい方は6名おり、内容も買い物から家事全般等様々でした。
- 令和5年4月より、買い物の個配事業を就労継続支援B型事業所が委託を受け、高齢者を中心に個配と簡単な家事等を提供しています。ヘルパーが必要な人、ヘルパーでなくても上記のようなサービスで済む人を精査し、ヘルパーの負担軽減、併せて介護保険の総合事業のマンパワー不足も障がい者が担える体制を進めていきます。



### 3. 日中活動系サービス

#### (1) 日中活動系サービスの種類、内容

| サービス名      | 内 容   |
|------------|---|
| 生活介護       | 常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介助、創作的活動、生産活動の機会をつくるなど障害者支援施設で提供される昼間の活動をいいます。                           |
| 自立訓練（機能訓練） | 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため支援が必要な身体に障がいがある人に、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。   |
| 自立訓練（生活訓練） | 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため支援が必要な知的・精神に障がいがある人に、自立した日常生活、社会生活が送れるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労移行支援     | 就労を希望する障がいがある人に、知識・能力の向上のための訓練、実習、就職活動を通じて、障がい特性のあった職場への就職・定着を図るための支援を行います。                     |
| 就労継続支援（A型） | 一般企業での雇用が困難な障がいがある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般企業での雇用に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。                |
| 就労継続支援（B型） | 一般企業での雇用が困難な障がいがある人や一定年齢に達している障がいがある人に対し、雇用契約を結ばない程度の就労の機会を提供することで、知識・能力の向上または維持するための支援を行います。   |
| 就労定着支援     | 障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。                             |
| 就労選択支援     | 障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。                       |
| 療養介護       | 常時介護を必要とする障がいがある人のうち、医療処置を必要とする人に対して、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で提供される介護や日常生活の世話をを行います。       |
| 短期入所       | 介護者及び障がいがある人の事情により、障がい者支援施設等に短期間宿泊するサービスをいいます。  |

## (2) 日中活動系サービスの見込量設定の考え方

町内の日中活動の事業所は生活介護事業所(1カ所)と就労継続支援B型事業所(3カ所)があります。その利用人数の見込量と特別支援学校の進路先もニーズに反映しています。

自立訓練(生活訓練・機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型は町外の事業所を利用しており、利用者数にあまり変動がないため、3か年の平均値で見込み量を設定しています。

町内には短期入所事業所が整備されていないため、鳥取市や豊岡市等の事業所を利用していますが、ニーズは年々高くなっており、整備を促進する必要があります。

## ア 生活介護

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |           | 3年度    | 4年度    | 5年度    |
|------------------|-----------|--------|--------|--------|
| 見込量              | 利用者数(月平均) | 58人    | 58人    | 60人    |
|                  | 利用日数(月平均) | 1,214日 | 1,214日 | 1,258日 |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数(月平均) | 56人    | 60人    | 61人    |
|                  | 利用日数(月平均) | 1,170日 | 1,222日 | 1,244日 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度    | 7年度    | 8年度    |
|-----------|--|--------|--------|--------|
| 利用者数(月平均) |  | 62人    | 64人    | 65人    |
| 利用日数(月平均) |  | 1,266日 | 1,318日 | 1,332日 |

## イ 自立訓練(機能訓練)

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量              | 利用者数(月平均) | 2人  | 1人  | 1人  |
|                  | 利用日数(月平均) | 44日 | 22日 | 22日 |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数(月平均) | 1人  | 0人  | 0人  |
|                  | 利用日数(月平均) | 19日 | 0日  | 0日  |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数(月平均) |  | 1人  | 1人  | 1人  |
| 利用日数(月平均) |  | 22日 | 22日 | 22日 |

## ウ 自立訓練（生活訓練）

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量              | 利用者数（月平均） | 1人  | 1人  | 1人  |
|                  | 利用日数（月平均） | 22日 | 22日 | 22日 |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 1人  | 0人  | 0人  |
|                  | 利用日数（月平均） | 12日 | 0日  | 0日  |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） |  | 1人  | 1人  | 1人  |
| 利用日数（月平均） |  | 22日 | 22日 | 22日 |

## エ 就労移行支援

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量              | 利用者数（月平均） | 1人  | 1人  | 1人  |
|                  | 利用日数（月平均） | 22日 | 22日 | 22日 |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 2人  | 2人  | 1人  |
|                  | 利用日数（月平均） | 36日 | 33日 | 22日 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） |  | 1人  | 1人  | 1人  |
| 利用日数（月平均） |  | 22日 | 22日 | 22日 |

## オ 就労継続支援（A型）

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量              | 利用者数（月平均） | 2人  | 2人  | 2人  |
|                  | 利用日数（月平均） | 44日 | 44日 | 44日 |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 3人  | 2人  | 1人  |
|                  | 利用日数（月平均） | 48日 | 33日 | 22日 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） |  | 1人  | 1人  | 1人  |
| 利用日数（月平均） |  | 22日 | 22日 | 22日 |

## カ 就労継続支援（B型）

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |           | 3年度    | 4年度    | 5年度    |
|------------------|-----------|--------|--------|--------|
| 見込量              | 利用者数（月平均） | 57人    | 57人    | 59人    |
|                  | 利用日数（月平均） | 974日   | 974日   | 1,133日 |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 62人    | 64人    | 66人    |
|                  | 利用日数（月平均） | 1,095日 | 1,061日 | 1,105日 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度    | 7年度    | 8年度    |
|-----------|--|--------|--------|--------|
| 利用者数（月平均） |  | 69人    | 71人    | 73人    |
| 利用日数（月平均） |  | 1,171日 | 1,215日 | 1,259日 |

## キ 療養介護

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量              | 利用者数（月平均） | 7人  | 7人  | 7人  |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 7人  | 7人  | 7人  |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） |  | 7人  | 7人  | 7人  |

## ク 短期入所

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分             |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量             | 利用者数（月平均） | 8人  | 8人  | 10人 |
|                 | 利用日数（月平均） | 35日 | 35日 | 41日 |
| 実績<br>(R2年度は見込) | 利用者数（月平均） | 8人  | 9人  | 10人 |
|                 | 利用日数（月平均） | 52日 | 75日 | 77日 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） |  | 12人 | 13人 | 14人 |
| 利用日数（月平均） |  | 76日 | 79日 | 82日 |

## ケ 就労定着支援

### 第6期計画の見込量

| 区 分             |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量             | 利用者数（月平均） | 1人  | 1人  | 1人  |
| 実績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 0人  | 0人  | 0人  |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） |  | 1人  | 1人  | 1人  |

## コ 就労選択支援

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） |  | —   | 0人  | 1人  |

### 【見込量確保のための方策】

- 就労継続支援は充実しましたが、就労移行支援事業所の整備は困難な状況にあります。町は、就労継続支援B型から一般就労へ移行できるよう、事業所と連携します。また、当事者同士の支援（ピアサポート）を進めていきます。
- 福祉就労に頼らない就労のあり方（短時間雇用等）について、そらりすと連携します。仕事内容も下請けや施設外就労の他に、農福連携や介護保険の総合事業等、マンパワー不足を障がい者が担い、多種多様な働き方を実務者部会等で協議し、進めていきます。
- 町内の既存施設の利用など、社会資源の活用を促進します。

## 4. 居住系サービス

### (1) 居住系サービスの種類、内容

| サービス名               | 内 容  |
|---------------------|--|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行います。  |
| 施設入所支援              | 障がい者支援施設で、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。                                 |
| 自立生活援助              | 障害者支援施設やグループホーム、病院等から一人暮らしへの移行を希望するかたに、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応等を行います。 |

### (2) 居住系サービスの見込量設定の考え方

町内にグループホームが整備されていないため、豊岡市や鳥取市等のグループホームを利用されている現状があります。住み慣れた地域で生活できるようグループホームの整備を進めているため、その利用者数も見込量に反映しています。

自立生活援助について、令和5年度の実績はありませんが、鳥取市の事業所がサービスを提供していること、市内の精神科病院から地域移行等を利用し退院する方もいるため、今後の利用を想定して設定しています。

## ア 共同生活援助（グループホーム）

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分             |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量             | 利用者数（月平均） | 33人 | 33人 | 38人 |
| 実績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 33人 | 28人 | 28人 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） | 33人 | 37人 | 40人 |

## イ 施設入所支援

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分             |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量             | 利用者数（月平均） | 38人 | 37人 | 36人 |
| 実績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 41人 | 40人 | 39人 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） |  | 39人 | 39人 | 38人 |

## ウ 自立生活援助

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分             |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量             | 利用者数（月平均） | 2人  | 2人  | 2人  |
| 実績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 2人  | 1人  | 0人  |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） |  | 1人  | 1人  | 1人  |

#### 【見込量確保のための方策】

- 町内における、共同生活援助（グループホーム）の設置について町の支援を検討しており、民間事業所の参入を促進します。
- 町内の既存施設の利用など、社会資源の活用を促進します。

## 5. 相談支援

### (1) 相談支援の種類、内容

| サービス名                   | 内 容   |
|-------------------------|---|
| 計画相談支援<br>(サービス等利用計画作成) | 障がいのある人の課題の解決や適切なサービスの利用のためのサービス等利用計画の作成。また、一定期間ごとに計画内容の見直しをします。                              |
| 地域移行支援                  | 施設・病院に入所・入院している障がいのある人が、地域における生活に移行できるよう地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等の支援を行います。                    |
| 地域定着支援                  | 施設・病院から退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安な障がいのある人に対し常時の連絡体制を確保し緊急時の対応など地域における生活の支援を行います。 |

### (2) 相談支援の見込量設定の考え方

障害福祉サービスの利用が年々増えていること、きめ細やかなモニタリングが必要なため、その量を反映しています。

## ア 計画相談支援

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分             |      | 3年度  | 4年度  | 5年度  |
|-----------------|------|------|------|------|
| 見込量             | 利用者数 | 139人 | 144人 | 149人 |
| 実績<br>(R5年度は見込) | 利用者数 | 137人 | 143人 | 147人 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分  | 6年度  | 7年度  | 8年度  |
|------|------|------|------|
| 利用者数 | 152人 | 157人 | 162人 |

## イ 地域移行支援

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分             |      | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------------|------|-----|-----|-----|
| 見込量             | 利用者数 | 3人  | 3人  | 3人  |
| 実績<br>(R5年度は見込) | 利用者数 | 1人  | 1人  | 1人  |

### 第7期計画の見込量

| 区 分  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|------|-----|-----|-----|
| 利用者数 | 2人  | 2人  | 2人  |



## ウ 地域定着支援

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分             |      | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------------|------|-----|-----|-----|
| 見込量             | 利用者数 | 4人  | 4人  | 4人  |
| 実績<br>(R5年度は見込) | 利用者数 | 4人  | 4人  | 4人  |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） | 4人  | 4人  | 4人  |

#### 【見込量確保のための方策】

- 新温泉町障がい者自立支援協議会や美方郡相談支援部会等を活用し、指定相談支援事業者（特定・一般）との連携強化を図り、地域における相談支援体制の充実と、質の高い相談支援ができるよう努めます。
- 精神障害者地域移行・地域定着戦略会議等で県や関係機関と連携し、地域移行、地域定着支援を進めていきます。

## 6. その他の活動指標

### (1) 発達障害者等に関する支援

ペアレントメンター（自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者）は1人町内で活動していますが、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの取り組みについてはひょうご発達障害者支援センタークローバー豊岡ランチと検討していきます。

## 第3章 地域生活支援事業

本町では、この地域生活支援事業を障がい福祉サービスの補完事業として位置付け、必須事業を適切に実施するとともに、任意事業においても創意工夫のもと地域の実情とニーズに対応した柔軟な事業展開を目指します。

### 1. 必須事業として実施する事業

#### (1) 相談支援事業

| サービス名             | 内 容  |
|-------------------|--|
| 障害者相談支援事業         | 障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。                          |
| 基幹相談支援センター        | 総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、地域の相談支援事業者では対応の困難な個別事例の対応を行う等、地域の相談支援の中核的な役割を担います。    |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言及び情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。 |
| 住宅入居等支援事業         | 一般の賃貸住宅への入居にあたり支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きや生活上の課題に対して関係機関から必要な支援が受けられるよう調整を行います。 |

#### 第6期計画の見込量

| 事業名               | 3年度実績      | 4年度実績      | 5年度実績(見込み) | 6年度見込み     | 7年度見込み     | 8年度見込み     |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 障害者相談支援事業         | 有<br>(6箇所) | 有<br>(6箇所) | 有<br>(6箇所) | 有<br>(6箇所) | 有<br>(6箇所) | 有<br>(6箇所) |
| 基幹相談支援センター        | 有          | 有          | 有          | 有          | 有          | 有          |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 無          | 無          | 有          | 有          | 有          | 有          |
| 住宅入居等支援事業         | 無          | 無          | 無          | 無          | 無          | 有          |

#### 【見込量確保のための方策】

- 障害者相談支援事業については、平成26年度に開設した町直営の相談支援事業所で実施するほか、令和元年度に1カ所、令和2年度に1カ所開設された町内の事業所及び豊岡市内の事業所への委託も引続き継続実施します。
- 基幹相談支援センターについては、令和3年12月に町直営で開設し、引き続き関係機関と連携し、機能強化を図ります。
- 関係機関・団体・事業者等で構成する新温泉町障がい者自立支援協議会の運営強化を図ります。
- 相談窓口、相談事業の実施についてさらなる周知に努め、相談支援体制の強化を図ります。

## (2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### 第6期の実績及び第7期計画の見込量

|      | 3年度<br>実績 | 4年度<br>実績 | 5年度<br>実績(見込み) | 6年度<br>見込み | 7年度<br>見込み | 8年度<br>見込み |
|------|-----------|-----------|----------------|------------|------------|------------|
| 利用件数 | 33件       | 24件       | 24件            | 24件        | 24件        | 24件        |

#### 【見込量確保のための方策】

- ひょうご手話通訳センターと連携し、手話通訳者等派遣の実施を継続します。また、手話奉仕員養成講座の修了者を手話奉仕員として派遣することや遠隔手話通訳サービスの導入について今後検討します。

## (3) 手話奉仕員養成研修事業

手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚、音声機能及び言語機能に障がいのある人の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を推進し、聴覚障がい者等の理解を広めます。

### 第6期の実績及び第7期計画の見込量

|      | 3年度<br>実績 | 4年度<br>実績 | 5年度<br>実績(見込み) | 6年度<br>見込み | 7年度<br>見込み | 8年度<br>見込み |
|------|-----------|-----------|----------------|------------|------------|------------|
| 修了者数 | 18人       | 18人       | 21人            | 21人        | 25人        | 25人        |

#### 【見込量確保のための方策】

- 兵庫県聴覚障害者協会に委託のうえ事業を実施します。また、広く住民に周知し、地域における手話言語等についての意識の高揚を図ります。

#### (4) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいがある人等に対し、日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活の便宜を図り、社会参加や自立を促します。

| 品目                    | 内 容  |
|-----------------------|--|
| 介護・訓練支援用具             | 特殊寝台、特殊マット、移動用リフト等   |
| 自立生活支援用具              | 入浴補助用具、特殊便器、移動・移乗支援用具等   |
| 在宅療養等支援用具             | 透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等  |
| 情報・意思疎通支援用具           | 点字器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置等   |
| 排泄管理支援用具              | ストーマ装具、紙おむつ、収尿器  |
| 居宅生活動作補助用具<br>(住宅改修費) | 在宅で生活している障がいのある人に対し、在宅における移動等が円滑に行なえるよう、段差の解消やスロープの取り付け等、小規模な住宅改修を伴う用具 |

#### 第6期の実績及び第7期計画の見込量

| 品目                    | 3年度<br>実績 | 4年度<br>実績 | 5年度<br>実績(見込み) | 6年度<br>見込み | 7年度<br>見込み | 8年度<br>見込み |
|-----------------------|-----------|-----------|----------------|------------|------------|------------|
| 介護訓練支援用具              | 0件        | 1件        | 0件             | 2件         | 2件         | 2件         |
| 自立生活支援用具              | 1件        | 2件        | 1件             | 3件         | 3件         | 3件         |
| 在宅療養等支援用具             | 3件        | 6件        | 4件             | 3件         | 3件         | 3件         |
| 情報・意思疎通支援用具           | 0件        | 3件        | 0件             | 3件         | 3件         | 3件         |
| 排泄管理支援用具              | 440件      | 450件      | 460件           | 470件       | 470件       | 470件       |
| 居宅生活動作補助用具<br>(住宅改修費) | 1件        | 1件        | 1件             | 1件         | 1件         | 1件         |

#### 【見込量確保のための方策】

○ 対象者及び関係者に情報提供を行い、ニーズに応じた給付等を行います。

#### (5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域での自立生活や社会参加の促進を図ります。

#### 第6期の実績及び第7期計画の見込量

|        | 3年度<br>実績 | 4年度<br>実績 | 5年度<br>実績(見込み) | 6年度<br>見込み | 7年度<br>見込み | 8年度<br>見込み |
|--------|-----------|-----------|----------------|------------|------------|------------|
| 実利用者数  | 15人       | 14人       | 12人            | 15人        | 16人        | 16人        |
| 延利用時間数 | 250<br>時間 | 226<br>時間 | 230<br>時間      | 315<br>時間  | 351<br>時間  | 351<br>時間  |

**【見込量確保のための方策】**

- 障がい者の特性に応じた適切な利用を促進するとともに、多様なニーズに対応できるよう、町内のサービス提供事業者の資質の向上と新たなサービス提供事業者の参入の促進に努めます。

**(6) 地域活動支援センター事業**

○基礎的事業

利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進など地域の実情に応じた事業を実施します。

○機能強化事業

基礎的事業に加え、次の事業を実施します。

I 型 = 専門職員（社会福祉士や精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成などを行います。

II 型 = 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

III 型 = 一定要件を満たした概ね5年以上の運営実績をもつ小規模 作業所の主な移行事業として実施します。また、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能です。

**【町内の地域活動支援センターの状況】**

| 地域活動支援センター名   | 設置年月日       | 事業形態  |
|---------------|-------------|-------|
| 地域活動支援センターのぎく | 平成 21 年 4 月 | III 型 |

**第 6 期の実績及び第 7 期計画の見込量**

|           | 3 年度<br>実績 | 4 年度<br>実績 | 5 年度<br>実績(見込み) | 6 年度<br>見込み | 7 年度<br>見込み | 8 年度<br>見込み |
|-----------|------------|------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 施設数       | 1 箇所       | 1 箇所       | 1 箇所            | 1 箇所        | 1 箇所        | 1 箇所        |
| 利用者数（月平均） | 8 人        | 10 人       | 10 人            | 10 人        | 10 人        | 10 人        |

**【見込量確保のための方策】**

- 平成 30 年 10 月に、地域活動支援センターきららが障害福祉サービス事業所に移行したことにより、町内の地域活動支援センターは、のぎく 1 カ所です。
- 地域における日中活動の場として、事業の周知及び利用促進に努めるとともに、居場所づくりや生きがいくくり、困りごとが相談できる機会の提供など事業内容を充実させ、地域活動支援センターの機能強化を図ります。

○成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

第6期の実績及び第7期計画の見込量

|       | 3年度<br>実績 | 4年度<br>実績 | 5年度<br>実績(見込み) | 6年度<br>見込み | 7年度<br>見込み | 8年度<br>見込み |
|-------|-----------|-----------|----------------|------------|------------|------------|
| 実利用者数 | 0人        | 0人        | 0人             | 1人         | 1人         | 1人         |

【見込量確保のための方策】

- 制度理解の促進や利用の啓発を図り、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を受けなければ制度の使用が困難である人を支援します。

(7) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

第6期の実績及び第7期計画の見込量

|      | 3年度<br>実績 | 4年度<br>実績 | 5年度<br>実績(見込み) | 6年度<br>見込み | 7年度<br>見込み | 8年度<br>見込み |
|------|-----------|-----------|----------------|------------|------------|------------|
| 事業実施 | 無         | 無         | 無              | 無          | 無          | 有          |

【見込量確保のための方策】

- 広域的に研修を実施する等近隣市町と連携することや、適切な事業運営が確保できると認められる団体への委託を検討します。

(8) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

第6期の実績及び第7期計画の見込量

|      | 3年度<br>実績 | 4年度<br>実績 | 5年度<br>実績(見込み) | 6年度<br>見込み | 7年度<br>見込み | 8年度<br>見込み |
|------|-----------|-----------|----------------|------------|------------|------------|
| 事業実施 | 無         | 無         | 無              | 有          | 有          | 有          |

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある当事者や有識者による講演会、地域住民が障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会等、障がいについての知識や制度等の普及・啓発を目的とした活動を実施します。

(9) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

第6期の実績及び第7期計画の見込量

|      | 3年度<br>実績 | 4年度<br>実績 | 5年度<br>実績(見込み) | 6年度<br>見込み | 7年度<br>見込み | 8年度<br>見込み |
|------|-----------|-----------|----------------|------------|------------|------------|
| 事業実施 | 無         | 無         | 有              | 有          | 無          | 無          |

【見込量確保のための方策】

- 団体等が実施するピアサポート活動や孤立防止のための見守り活動、ボランティア活動等に対し支援を行います。

## 2. 任意事業として取り組む事業

### (1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、障がいのある人の家族の就労支援及び日常的な介護の負担軽減を目的とします。

### (2) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な環境にある障がいのある人について、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

### (3) 生活訓練等事業(知的障害者生活訓練等運営事業)

在宅の知的障がいのある人を対象として、家庭や地域での自立した生活ができるよう、宿泊による生活訓練を実施する団体等に対し、運営費助成の支援を行います。

### (4) 点字及び声の広報等発行事業

文字による情報の入手が困難な視覚障がいのある人に、点訳、音声訳その他分かりやすい方法による情報を提供することにより、視覚障がいのある人の福祉の増進を図ります。

### (5) 生活サポート事業

障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給決定を行うことが困難な障がいのある人に対し、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な生活支援又は家事援助等を行います。

#### 【任意事業の見込量確保のための方策】

- 各事業の周知を図り利用促進を行い、障がいのある人やその家族の支援に努めます。
- これまでに取り組んでいない事業についても、必要に応じて随時、実施を検討します。



## 第4章 第3期新温泉町障害児福祉計画

### 1. 障がい児通所支援サービス・相談支援

#### (1) 障がい児通所支援サービスの種類、内容

| サービス名       | 内 容  |
|-------------|--|
| 児童発達支援      | 未就学の支援が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。                     |
| 医療型児童発達支援   | 未就学の支援が必要な児童（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。                        |
| 放課後等デイサービス  | 就学中の支援が必要な児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等を行います。               |
| 保育所等訪問支援    | 保育所等に通う支援が必要な児童に、その施設を訪問し、集団生活へ適応のための専門的な支援を行います。                            |
| 障害児相談支援     | 障がい児通所支援を利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成すると共に、一定期間ごとに計画の見直しを行います。         |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障がい児などの、外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 |

#### (2) 障がい児支援サービスの見込量設定の考え方

乳幼児健診や5歳児健診のスクリーニングの実施、その後の発達相談により早期発見・早期療育につながっています。令和5年度11月までの新規利用者は昨年と同時期と比べると3名増えています。発達相談につながった児童のうち、1割の児童が療育につながっており、その人数を見込量としています。

放課後等デイサービスは令和3年から令和5年度の増加率で見込量を設定しています。

保育所等訪問支援について、令和5年11月末の利用者42人で、年に2回の利用を見込量に反映しています。

## ア 児童発達支援

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量              | 利用者数（月平均） | 12人 | 13人 | 13人 |
|                  | 利用日数（月平均） | 24日 | 39日 | 55日 |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 9人  | 9人  | 12人 |
|                  | 利用日数（月平均） | 30日 | 39日 | 51日 |

### 第7期計画の見込量

| 区分        |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） |  | 13人 | 14人 | 14人 |
| 利用日数（月平均） |  | 56日 | 61日 | 61日 |

## イ 医療型児童発達支援

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量              | 利用者数（月平均） | 0人  | 0人  | 0人  |
|                  | 利用日数（月平均） | 0日  | 0日  | 0日  |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 0人  | 0人  | 1人  |
|                  | 利用日数（月平均） | 0日  | 0日  | 8日  |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） |  | 1人  | 1人  | 1人  |
| 利用日数（月平均） |  | 8日  | 8日  | 8日  |

## ウ 放課後等デイサービス

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |           | 3年度  | 4年度  | 5年度  |
|------------------|-----------|------|------|------|
| 見込量              | 利用者数（月平均） | 27人  | 27人  | 30人  |
|                  | 利用日数（月平均） | 351日 | 351日 | 340日 |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 29人  | 26人  | 30人  |
|                  | 利用日数（月平均） | 308日 | 288日 | 300日 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度  | 7年度  | 8年度  |
|-----------|--|------|------|------|
| 利用者数（月平均） |  | 30人  | 31人  | 32人  |
| 利用日数（月平均） |  | 300日 | 304日 | 308日 |

## エ 保育所等訪問支援

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |           | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|-----------|-----|-----|-----|
| 見込量              | 利用者数（月平均） | 7人  | 7人  | 8人  |
|                  | 利用日数（月平均） | 7日  | 7日  | 8日  |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数（月平均） | 5人  | 3人  | 5人  |
|                  | 利用日数（月平均） | 5日  | 3日  | 5日  |

### 第7期計画の見込量

| 区 分       |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数（月平均） |  | 8人  | 8人  | 8人  |
| 利用日数（月平均） |  | 8日  | 8日  | 8日  |

## オ 障害児相談支援

### 第6期計画の見込量と実績

| 区 分              |      | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|------|-----|-----|-----|
| 見込量              | 利用者数 | 45人 | 47人 | 49人 |
| 実 績<br>(R5年度は見込) | 利用者数 | 45人 | 42人 | 48人 |

### 第7期計画の見込量

| 区 分  |  | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|------|--|-----|-----|-----|
| 利用者数 |  | 48人 | 49人 | 50人 |

### (3) 見込量確保のための方策

- 早期発見・早期療育に対応できるよう支援体制の確保につなげるとともに、かっこ教室を通じて保護者や児童が遊びを中心にプレ療育が体験できるようにします。
- 療育の必要な子どもは年々増加しており、家族が抱える子どもの発達等の不安に対応するためにも関係機関と連携を図り、個々の状態やライフステージに応じた障がい児相談の充実を図ります。

# 資料編

# 1. 新温泉町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

令和5年5月31日告示第82号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づき新温泉町障害者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、新温泉町障害者福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(組織等)

第3条 策定委員会の委員は、16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
  - (2) 障がい福祉団体を代表する者
  - (3) 障がい福祉施設を代表する者
  - (4) 行政機関の職員
  - (5) 公共的団体を代表する者
  - (6) 公募による者
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項の終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後、最初に開催される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

## 2. 新温泉町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

|    |      | 氏 名       | 所属団体名等                            |
|----|------|-----------|-----------------------------------|
| 1  | 委員長  | 角 田 和 寿   | 新温泉町自治連合会                         |
| 2  | 副委員長 | 森 本 彰 人   | 新温泉町社会福祉協議会                       |
| 3  | 委 員  | 尾 崎 浩 司   | 豊岡公共職業安定所香住出張所                    |
| 4  | 委 員  | 田 中 敏 治   | 新温泉町身体障害者福祉協会                     |
| 5  | 委 員  | 坂 本 和 夫   | 新温泉町手をつなぐ育成会                      |
| 6  | 委 員  | 西 村 恵 子   | 美方郡のぎく家族会                         |
| 7  | 委 員  | 岡 本 潔 政   | 新温泉町立浜坂北小学校<br>(新温泉町校園長会特別支援教育担当) |
| 8  | 委 員  | 上 田 由 紀 子 | 出石特別支援学校みかた校                      |
| 9  | 委 員  | 田 淵 真 継   | 新温泉町民生委員児童委員協議会                   |
| 10 | 委 員  | 稲 津 慎 也   | 北但広域療育センター                        |
| 11 | 委 員  | 中 井 寿 美   | 生活支援センターほおずき                      |
| 12 | 委 員  | 成 田 恵 祐   | ひょうご発達障害者支援センター<br>クローバー豊岡ランチ     |
| 13 | 委 員  | 松 岡 和 哉   | 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団<br>出石精和園         |
| 14 | 委 員  | 柳 尚 夫     | 豊岡健康福祉事務所                         |
| 15 | 委 員  | 田 村 太     | 豊岡こども家庭センター                       |
| 16 | 委 員  | 小 谷 多 鶴 子 | 公募委員                              |

### 3. 計画策定の経過

| 年月日                              | 事項                          | 内容   |
|----------------------------------|-----------------------------|--|
| 令和5年<br>7月20日                    | 第1回<br>新温泉町障害者福祉計画策定<br>委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○新温泉町の福祉について</li> <li>○障害者福祉計画と障害福祉計画について</li> <li>○第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の検証と令和4年度の実績について</li> <li>○第7期障害福祉計画の基本指針と成果目標について</li> <li>○障害者福祉計画のアンケートについて</li> </ul> |
| 令和5年<br>11月30日                   | グループインタビューの実施               | ○対象者7人（対面ヒアリング）  |
| 令和5年<br>12月11日～<br>令和6年<br>1月12日 | 住民に対するアンケート調査<br>の実施        | ○1,000人に調査票を配布し448人から回収（回収率：44.8%）   |
| 令和6年<br>1月9日                     | 第2回<br>新温泉町障害者福祉計画策定<br>委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○第4期新温泉町障害者福祉計画の素案について</li> <li>○第7期新温泉町障害福祉計画の素案について</li> <li>○第3期新温泉町障害児福祉計画の素案について</li> </ul>  |
| 令和6年<br>2月5日～<br>2月26日           | パブリックコメントの実施                | ○町ホームページ及び健康福祉課の窓口等で実施   |
| 令和6年<br>3月13日                    | 第3回<br>新温泉町障害者福祉計画策定<br>委員会 | ○第4期 新温泉町障害者福祉計画、第7期 新温泉町障害福祉計画、第3期 新温泉町障害児福祉計画について  |



第4期 新温泉町障害者福祉計画  
第7期 新温泉町障害福祉計画  
第3期 新温泉町障害児福祉計画

---

発行年月：令和6年3月

編集・発行：新温泉町

事務局：新温泉町健康福祉課

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1

TEL 0796-82-5620

FAX 0796-82-2970